第五次甲府市総合計画の検証

目次

| 1 | はじめ | うに・・・・・・ | • • • • • | | | | • | • | 1 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|------|------|----|----|-----|
| 2 | 第五次 | マ甲府市総合計画の | 検証・・・・ | | | | • | | 2 |
| | (1) | 全体的検証・・・ | | | | | • | | 2 |
| | | ①本市の住みやす | さ、居住意向 | | | | • | | 2 |
| | | ②施策に対する清 | 足度・・・・ | | | | • | | 2 |
| | (2) | 基本目標別検証・ | | | | | • | | 3 |
| | | 基本目標1 | 互いに支え合 | い健やかに | 暮らせる | 5まち | | | |
| | | | ー福祉・健康 | への支援- | | | • | | 3 |
| | | 基本目標 2 | 夢にあふれ心 | 豊かに人と | 文化が脆 | 軍くまち |) | | |
| | | | 一教育・文化 | の振興-・ | | | • | | 8 |
| | | 基本目標3 | 次代に引き継 | ぐ快適で美 | しい安良 | っぎのま | ち | | |
| | | | 一生活・自然 | 環境の向上 | •• | | • | | 1 3 |
| | | 基本目標4 | にぎわいと豊 | かさを創り | だす風格 | 多のある | まち | ว | |
| | | | -産業の振興 | | | | • | | 2 2 |
| | | 基本目標 5 | 魅力と活気の | あるだれも | が住みた | とい楽し | いら | ŧ5 | |
| | | | ー都市基盤の | 整備-・・ | | | • | | 2 7 |
| | | 計画の推進・ | | | | | • | | 3 1 |
| 3 | 将来推 | 辪の点検 | | | | | | | |
| | (1) | 人口 | | | | | | | |
| | | ①総人口・年齢別 | 人口・・・・ | | | | • | | 3 5 |
| | | ②世帯数···· | | | | | • | | 3 5 |
| | (2) | 産業 | | | | | | | |
| | | ①労働力・・・・ | | | | | • | • | 3 6 |
| | | ②産業別就業人口 | (市内常住者) |) • • • • | | | | • | 3 6 |
| 4 | これか | ゝらのまちづくり・ | | | | | • | | 3 7 |
| 参表 | 考 第王 | 工次甲府市総合計画 | 実施事業 | 基本目標別 | 事業費- | 一覧表・ | | | 3 8 |

第五次甲府市総合計画の検証

1 はじめに

本市では、平成18年度にスタートした「第五次甲府市総合計画」に基づき、総合的・計画 的にまちづくりを進めてきました。

この計画においては、『人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府』を都市像として、自然と人の営みが調和し、本市に集うすべての人々が「住んでよかった」「来てよかった」と思えるまち、笑顔があふれ活力あるまちをみんなでつくることを目指し、5 つの部門別の基本目標を設定し、各種施策を推進してきました。

この第五次甲府市総合計画は、平成27年度で計画期間が終了することから、新たな総合計画を策定するにあたり、これまでのまちづくりの成果と課題を整理して、今後のまちづくりの方針に反映していくことを目的に、第五次甲府市総合計画の検証を行うものです。

※計画期間は平成27年度までですが、本検証は、平成26年度までの主な取組や成果等についてまとめたものです。

2 第五次甲府市総合計画の検証

(1)全体的検証

まず、第五次甲府市総合計画の全体的検証として、市民アンケートによる「本市の住みやすさ」及び「居住意向」と、第五次甲府市総合計画に位置づけられた施策のうち、市民生活に密着した施策を中心に実施した市民満足度調査結果等により、第五次甲府市総合計画を検証するものとします。

①本市の住みやすさ、居住意向

本市の住みやすさについて、市民アンケート(平成26年9月~10月実施。以下「平成26年市民アンケート」という。)によると、本市を"住みやすい"(「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計)と評価する市民の割合は68.5%となっています。

本市への居住意向については、平成 26 年市民アンケートからみると、"住み続けたい" (「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計) と考える市民の割合が71.9%となっています。また、市民満足度調査 (平成 26 年 1 月実施。以下「平成 26 年満足度調査」という。)においても"今後もずっと住み続けたい"と考える市民の割合が69.0%となっており、多くの市民がこのまちに愛着を持ち、暮らし続けたいと願っているものと考えられます。

しかしながら、本市の人口は、第五次甲府市総合計画がスタートする前年の平成17年国勢調査の人口(10月1日、旧中道町及び旧上九一色村の一部を含む)200,096人から、平成26年の推計人口(10月1日、国勢調査による人口を基にその後における人口の動きを反映して算出したもの)は194,063人へと減少し、この間、微減傾向が続いています。

わが国全体で人口減少局面が進行している中、本市においても、人口の維持には困難が 伴うと予測されますが、だれもが"住みやすいまち""住み続けたいまち"と思えるまちの 実現に向け、今後も環境整備を行っていく必要があります。

②施策に対する満足度等

平成26年満足度調査の結果では、本市の取組全体を総合的に考えた満足度である「総合満足度」について、平成22年に実施した市民満足度調査(平成22年3月実施)と比較すると、満足層(「満足」と「やや満足」の合計)の割合が35.0%から39.4%へと4.4ポイント上昇し、不満層(「不満」と「やや不満」の合計)の割合が17.5%から14.6%へと2.9ポイント下降しており、総体的な行政運営に対して市民から一定の評価をいただいたものと考えられます。

また、施策別の満足度においては、調査対象 29 施策のうち「防犯対策」を除く 28 施策 において上昇しており、重要度については、「子育て支援」「交通対策」の上昇幅が大きく なっています。

特に満足度、重要度ともに高い施策は、「循環型社会の構築」「上水道」「義務教育等」「医療・救急・救助」「消防」などであり、引き続き、満足度の水準を維持すべく施策を推進する必要があると考えられます。

一方、「道路」「交通対策」「商業振興」「工業振興」については、重要度が高く満足度が 低い結果となっており、更なる整備・充実が期待されているものと考えられます。

(2)基本目標別検証

いきいき甲府プラン」を策定しました。

次に、基本目標別検証として、都市像の実現に向け設定した5つの部門別の基本目標に 体系付けられた施策における主な取組と成果及び課題について整理しました。

基本目標1 互いに支え合い健やかに暮らせるまちー福祉・健康への支援ー

市民が「自助」「共助」「公助」の考えのもと、住み慣れた地域のなかでお互いに支え合い、健康で生きる喜びと希望をもって暮らせる地域福祉社会を実現するための諸施策を推進しました。社会福祉については、甲府市社会福祉協議会との連携のもと、地域住民、福祉関係者等が協力して地域福祉を推進する環境づくりに取り組むとともに、本市の保健福祉に関する総合的な計画である「健やかいきいき甲府プラン」を着実に推進するための体制を整備する中で、情報の提供や各種相談、サービス利用支援等を行い、地域住民が安心して日常生活が送れるよう地域福祉の推進に努めました。また、本プランの計画期間の終了に伴い、新たに「第3次健やか

子育て支援については、「甲府市次世代育成支援行動計画」に基づき、親と子どもの健康の保持増進、多様な働き方に対応した子育て支援、保育の充実、更に、医療費助成等による子育で家庭の経済的負担の軽減施策等により子育で支援を総合的・計画的に実施する中で良好な子育で環境の整備に努めました。また、子ども・子育で支援法に基づく新たな計画である「子ども・子育で支援計画」を次世代育成支援行動計画(後期計画)の後継計画と併せて策定し、子ども・子育で支援に関する施策及び事業を総合的・計画的に推進する体制を整えました。

高齢者支援については、地域包括支援センターを中心とした地域との連携づくりを進める中、 在宅高齢者の生活を支援する事業の実施、福祉センターの運営等による高齢者の健康や生きが いづくりの推進、介護予防や認知症対策への取組などにより、高齢者が住み慣れた地域で、い つまでも健やかで心豊かに安心して暮らせる環境づくりに努めました。

障がい者支援については、障がい者等に対する理解を深めるための啓発や、障がい者やその 家族、地域住民等が行う活動に対する支援等を実施することで、共生社会の基盤づくりに努め るとともに、障がい者に対する相談支援体制の強化、障害福祉サービスの充実と利用支援、医 療費助成による経済的支援等より障がい者の自立と社会参加の促進を図りました。

健康づくりについては、健康づくりに関する地区組織等とも連携を図る中で、年齢等に応じた健康診査、各種がん検診、定期予防接種や任意予防接種、健康相談、各種健康教室の実施等により市民の健康の保持増進に努めました。

医療・救急・救助については、市立病院における質の高い医療の提供や地域医療連携の充実、 甲府市地域医療センターの整備等による初期・二次救急の診療体制の強化に取り組むとともに、 関係医療機関との連携を強化する中で、救急隊員、救助隊員等の資質の向上を図る等、救急・ 救助体制の充実に努めました。

国民健康保険・介護保険・国民年金の各制度については、高齢化の進展を背景としたニーズの高まりに応えられるよう円滑な運営に努めるとともに、制度の意義等の周知・啓発にも努めました。

以上のような取組を進めてきましたが、少子高齢化が国、県を上回るスピードで進行する中、 子育て支援の充実等これに対応したより積極的な施策を展開することはもとより、住み慣れた 地域のなかでお互いに支え合う地域福祉社会を実現するため、市民の理解を深める中で、地域 活動を担うボランティアの養成をはじめ地域における連携と協働をより一層推進する取組が重 要となります。また、各種社会保障制度の健全かつ円滑な運営に、引き続き努力していく必要 があります。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 社会福祉

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○社会福祉協議会との連 | 甲府市社会福祉協議会と連携し、地域福祉 | 今後も地域の課題を住民が自らの問 |
| 携 | の担い手である住民の意識の醸成を図るとと | 題と認識し、協力して解決に努めて |
| ○サービス提供体制の充 | もに、福祉情報の提供や各種相談体制の充実 | いく意識の醸成が必要である。 |
| 実 | を図り、住民が生活実態に応じ必要なサービ | 「第3次健やかいきいき甲府プラ |
| ○福祉関係計画の推進 | スを受け、安心して日常生活が送れるよう、 | ン」に基づく施策の確実な推進を図 |
| ○低所得者の生活安定と | 民生児童委員をはじめ社会福祉関係者等の協 | るとともに、社会経済情勢の変容や |
| 自立に向けた支援 | 力のもと地域福祉の推進に努めた。 | 法律改正等を的確に把握し、事業の |
| | 保健福祉施策に関わる総合的な計画である | 展開を図る必要がある。 |
| | 「健やかいきいき甲府プラン」を着実に推進 | 生活保護に至る前の段階での生活 |
| | するための進行管理を行うとともに、平成27 | 困窮者に対し、就労支援等を行い、 |
| | 年度を始期とする次期(第3次)計画を策定 | 早期のうちに自立の助長に努めてい |
| | した。 | く必要がある。 |
| | 低所得者に対し相談・助言を行うとともに、 | また、保護世帯のうち、特に増加 |
| | 実情に配慮した適切な支援を行うことによ | してきている稼動年齢世帯の早期経 |
| | り、自立の助長に努めた。 | 済的自立や、高齢者世帯及び子ども |
| | | のいる世帯に対する支援の充実を図 |
| | | っていく必要がある。 |

基本区分2 子育て支援

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○「子育て・お助け隊」 | 知識・知恵・経験等が豊富な高齢者や育児経験 | 子育て支援に関わるボランティ |
| の派遣 | 者による子育て支援活動を推進した。 | ア・スタッフの増員と人材の育成に |
| ○母子の健康の確保と増 | 乳幼児や妊産婦等に対して、健康診査や健 | 努めていく必要がある。 |
| 進 | 康教育、相談等を実施し、母子の健康確保と | 保健・医療・福祉の連携のもとに、 |
| ○ファミリー・サポー | 増進に努めた。 | 母子等を対象とした各種健診の受診 |
| ト・センターの運営 | ファミリー・サポート・センター等による | 率向上等を図っていく必要がある。 |
| ○民間保育所等運営整備 | 育児援助活動、専用施設での病児・病後児の | 放課後児童クラブについては、新 |
| ○病児・病後児保育 | 預かり保育、民間保育所の施設・設備等の整 | 制度に基づく対象者の拡大に対応 |
| ○放課後児童クラブの運 | 備改善の促進、放課後児童クラブの運営、中 | し、適切な受け入れ施設の確保を図 |
| 営 | 央保育所の移転整備等により仕事と子育ての | る必要がある。また、保育園の老朽 |
| ○公立保育所の整備 | 両立を支援する環境を整備するとともに、子 | 化対策を進め、保育環境の維持・向 |
| ○すこやか子育て医療費 | 育て世帯やひとり親家庭の医療費助成、子育 | 上を図っていく必要がある。 |
| 助成 | て総合相談窓口の運営等により子育て家庭の | ひとり親家庭に対し、各種制度の |
| ○ひとり親家庭等医療費 | 経済的支援や要保護児童への取組を行う等、 | 周知と自立支援に努めるとともに、 |

助成 ○子育て総合相談窓口の 運営

○子ども・子育て支援計 画の策定 安心して子育てができる子育て環境の整備充 実を図った。また、子育て支援を総合的・計 画的に行うため、「次世代育成支援行動計画 (後期計画)」の後継計画と子ども子育て支援 新制度に対応した計画とを併せた「子ども・ 子育て支援計画」を策定した。 関係機関との連携のもとに、子育て 総合相談窓口の体制充実を図ってい く必要がある。

基本区分3 高齢者支援

主な取組 果 課 成 題 高齢者による地域活動への参加促 ○老齢者医療費助成 老齢者医療費助成、老人クラブの活動支援、 ○生きがい対策 福祉センターの整備充実等により高齢者の健 進等を通じ、高齢者の健康維持と生 ○福祉センターの建設整 康と生きがいづくりを推進した。 きがいづくりを促していくことが今 敬老祝い金の支給や老人福祉施設への慰問 後も必要である。 ○敬老対策 を通じ、長寿を祝い敬老精神の高揚を図った。 敬老対策事業や在宅高齢者等緊急 ○在宅高齢者等緊急通報 在宅高齢者等緊急通報システムの設置によ 通報システムについては、社会状況 システム設置 る高齢者の不安解消と緊急時における迅速な 等に即した見直しも必要である。 ○介護予防の推進 対応や、健康リスクが高い高齢者を早期に発 介護予防の推進については、元気 ○認知症対策の推進 見し、生活機能の維持、改善を図るための取 なうちから健康づくりに取り組むこ ○地域包括ケア体制の確 組、更に、「いきいきサロン推進事業」等を通 との啓発や、介護予防の意義を浸透 立 じ介護予防を推進し、高齢者が可能な限り住 させていく必要がある。 み慣れた地域で、孤立せずに健康でいきいき 認知症高齢者に対しては、本人・ と安心して生活できるよう支援した。 家族への適切な支援や、地域におけ 認知症対策として、認知症高齢者やその家 る総合的かつ継続的な支援体制を確 族を支える認知症サポーターの養成等に取り 立するとともに、認知症の早期発 組んだほか、認知症高齢者の権利を守る成年 見・早期対応を可能とする体制の強 後見制度を適切に利用できるよう支援を行っ 化も必要である。 地域包括ケア体制の確立に向け 地域における包括ケア体制を確立するた て、専門職員の適正な配置等により め、地域包括支援センターを中心とした行政、 地域包括支援センターの強化を図る 地域、民生児童委員、介護サービス事業者、 とともに、今後も引き続き、行政、 医療機関等との連携づくりに努めた。 地域、介護サービス事業者等の連携 を強化する必要がある。

基本区分4 障がい者支援

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○障がい者等に対する理 | 障がい者等に対する理解を深めるための研 | 今後も、意識啓発事業を推進し、 |
| 解の醸成と自発的活動の | 修・啓発事業を行うとともに、障がい者やそ | 地域において障がい者を受け入れる |
| 支援等 | の家族、地域住民等が自発的に行う活動に対 | 環境づくりが促進されるよう努めて |
| ○障害者相談支援の充実 | する支援等を行い、共生社会の基盤づくりに | いく必要がある。 |
| ○重度心身障害者医療費 | 努めた。 | より一層の相談支援体制の強化が |
| 助成 | 基幹相談支援センターにおいて、総合的な | 求められ、基幹相談支援センターを |
| ○地域における生活の支 | 相談対応や支援が必要な身体・知的障がい者 | 中心とした相談支援ネットワークを |
| 援 | への専門職員による助言・指導等を行い、相 | 構築し、関係機関と連携を強化する |
| ○自立支援サービスの提 | 談・情報提供支援の充実を図った。 | ことが重要である。 |
| 供 | 重度心身障害者の医療費助成による経済的 | 障がい者を支援するための各種事 |

○障害者センターの運営

支援と健康の維持・増進を図る取組、障害の 種類や程度に応じた適切なサービスの提供、 日常生活用具の給付、屋外での移動支援、障 害者センターの利用促進等により、障がい者 等の地域における自立した日常生活を支援 し、社会参加を促進した。 業等については、利用者のニーズ等を踏まえる中で、より適切な内容となるよう調査・研究するとともに、 県や関係機関等と連携しながら、障がい者を支援する事業所や事業者の機能強化を図っていく必要がある。

基本区分5 健康づくり

主な取組 果 成 題 ○母子の健康の確保と増 乳幼児や妊産婦等に対して、健康診査や健 保健・医療・福祉の各分野の連携 進 康教育、相談支援を行い、母子の健康の確保 のもとに、健康診査等の受診率向上 ○食育の推進 と増進を図るとともに、「食育教室」を各地区 や健康教育への参加促進を図る取組 ○健康診査の実施 で実施し、家庭における食生活の改善に努め を進める必要がある。 ○健康教育及び健康相談 た。 「まちなか健やかサロン」につい の実施 基本健康診査、各種がん検診等により、市 ては、利用促進とより効率的な運営 ○まちなか健やかサロン 民の健康の保持増進に努めるとともに、各地 を図る必要がある。 の運営 区の地域ボランティア等とも連携を図る中 食育については、周知から実践に ○各種予防接種の実施 で、生活習慣病に関する健康相談を実施する 繋げるため、庁内の関係部局及び食 ○新型インフルエンザ等 等、成人と高齢者の健康づくりを推進した。 生活改善推進員会等との連携を強化 対策の推進 中心市街地の健康づくりの拠点として「ま する必要がある。特に、乳幼児期や ちなか健やかサロン」を設置し、健康相談や 学齢期の食育が重要であることか 各種健康教室等を実施するとともに、健康を ら、教育委員会等との連携が必要で 推進する地域ボランティアの育成・支援を行 ある。 い、地域ぐるみの健康づくりの推進に努めた。 新型インフルエンザなど感染症の 各種定期予防接種の実施や特定の任意予防 発生に備え、「甲府市新型インフルエ 接種に係る費用への助成を行うとともに、「甲 ンザ等対策行動計画」を実践につな 府市新型インフルエンザ等対策行動計画」を げるために、県や医療機関等との具 策定し、感染症対策を推進した。 体的な連携を図るとともに、発生し た場合への早急な対応や適切な情報 提供等の取組を強化する必要があ

基本区分6 医療・救急・救助

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○市立甲府病院の充実 | 市立甲府病院においては、高度で質の高い | 今後も市立病院の経営健全化を図 |
| ○救急医療体制の強化 | 医療を提供し、地域医療の向上に努めた。ま | るとともに、地域の医療機関との連 |
| ○甲府市地域医療センタ | た、地域の中核病院としての役割を果たすた | 携や機能分担の一層の推進を図り、 |
| 一の整備 | め、医師確保や地域医療連携の充実等に努め | 地域が一体となった切れ目のない医 |
| ○救急業務・救助業務の | つつ、効率的で健全な経営基盤の確立に取り | 療提供体制を整備する必要がある。 |
| 高度化の推進(甲府地区 | 組んだ。 | 今後も、甲府市医師会等の関係機 |
| 広域行政事務組合所管) | 初期救急や二次救急の医療体制を確保する | 関と連携する中で、災害時の対応を |
| | ため、甲府市医師会等への支援を行うととも | 含めた救急医療体制の充実を図り、 |
| | に、本市及び周辺地域の初期救急医療機能の | 市民の安心・安全の確保を図ってい |
| | 充実強化を図り、災害時の応急初期活動を担 | く必要がある。 |
| | う拠点施設として、甲府市地域医療センター | 救命率向上のため、救急救命士を |

| よ また/#* 1 | . 7- |
|------------------|-----------------------|
| を整備〕 | 7 |
| 7. TE. I/HI | \cup I \cup I |

関係医療機関との連携強化を図りつつ、救 に引き続き努めるとともに、消防団 急業務体制の構築に取り組むとともに、救急 員、学校関係職員、行政職員・ボラ 救命士等の救急隊員、救助隊員等に対する教 ンティア団体等における応急手当普 育体制を強化する等救急・救助体制を充実さ 及員を養成し、救命講習などを実施 せた。

含む隊員の知識・技能の維持、向上 していくことが必要である。

基本区分7 国民健康保険

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|-------------------|
| ○国民健康保険事業の経 | 口座振替制度の活用奨励、収納体制の強化、 | 国民健康保険制度や納付の必要性 |
| 営健全化 | 滞納未然防止の広報活動、長期滞納者への対 | について、学生や外国人等を対象と |
| ○医療費の適正化 | 策強化等により国民健康保険事業の経営健全 | して、理解を促すための取組が引き |
| ○健康管理対策 | 化に努めた。 | 続き必要である。 |
| | レセプト点検の強化等により医療費の適正 | 高齢被保険者の増加等に伴い医療 |
| | 化に努めるとともに、特定健康診査、特定保 | 費が増加する中で、被保険者に対し、 |
| | 健指導、国保人間ドックの実施等による疾病 | 医療費適正化に向けたさらなる啓発 |
| | の早期発見や予防等健康管理対策の充実に努 | 活動と、医療を提供する医師との意 |
| | めた。 | 識の共有が必要である。 |
| | | 特定健康診査など各種健診の受診 |
| | | 率を向上させるため、継続的な周 |
| | | 知・啓発活動を展開していくことが |
| | | 必要である。 |

基本区分8 介護保険

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○介護保険サービスの確 | 介護保険事業計画に基づき、介護予防や認 | 地域包括ケア体制のしくみを支え |
| 保 | 知症対策を推進するための各種事業の展開や | る基礎的なサービスである定期巡 |
| ○介護保険の円滑な運営 | 地域密着型サービスの拠点となる施設の整備 | 回・随時対応型サービスなど、在宅 |
| | 等により、要介護者等の心身の状態や環境に | 介護の強化及び充実を図る必要があ |
| | 応じた適切な介護サービスの確保提供に努め | る。 |
| | た。 | 介護費用の増加が見込まれる中、 |
| | 保険料、保険給付、低所得者対策等制度に | 持続可能な制度とするため、地域支 |
| | ついて、適切な周知や啓発を行う中で、介護 | 援事業など介護予防に対する取組を |
| | 保険制度の円滑な運営に努めた | 強化しながら、給付の重点化・効率 |
| | | 化、介護サービスの質の向上等を推 |
| | | 進していく必要がある。 |

基本区分9 国民年金

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○国民年金受給権の確保 | 甲府年金事務所と連携し、安心・自立して生 | 公的年金制度の財政基盤及び最低 |
| | 活するための社会的な仕組としての「年金制 | 保障の強化等のための年金制度の改 |
| | 度」について周知・啓発に努めるとともに、年 | 正・見直し等について、適切な市民 |
| | 金保険料口座振替の推進、年金相談への対応を | への周知を図っていく必要がある。 |
| | 行う中で、市民の年金受給権確保に努めた。 | |

基本目標2 夢にあふれ心豊かに人と文化が輝くまちー教育・文化の振興ー

次代を担う子どもたちの個性と才能を伸ばし、人間性豊かで創造性に富む人間形成を図るため、夢に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進めるとともに、誇りある歴史と文化を継承しながら、すべての市民が生涯を通じて学ぶことができるまちづくりのための諸施策を推進しました。

義務教育等については、小規模校、大規模校及び外国籍児童が多い小学校などにおいて、市単独で教員等の加配を行い、きめ細かな教育を推進するとともに、児童生徒への学習支援を行う教育支援ボランティアとして、大学生などを小・中学校に派遣し、教育支援の一層の充実を図りました。また、小・中学校に外国人英語指導講師を配置し、国際理解教育及び実践的な英語指導の充実に努めました。さらに、学校施設耐震化整備計画に基づき、小・中学校の校舎耐震補強工事等や屋内運動場の増改築工事等を平成23年度に完了し、学校施設の安全性の向上を図るとともに、小・中学校に冷暖房機(エアコン)を整備し、良好な教育環境を創出しました。

高等学校教育については、学校施設耐震化整備計画に基づき、甲府商業高等学校の校舎耐震補強工事や屋内運動場の改修整備を行い、学校施設の安全性の向上を図るとともに、冷暖房機(エアコン)を整備し、良好な教育環境を創出しました。また、平成26年度全国高等学校総合体育大会を開催することにより、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図りました。

大学教育等については、甲府商科専門学校において、学科名の変更や4年制大学への編入学に必要なカリキュラムの調整を行うとともに、平成26年に学校経営向上計画を策定するなど学校改革に取り組みました。また、大学等に入学する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して必要な資金を融資し、就学の支援を行いました。

生涯学習については、甲府市生涯学習ビジョンに基づき、総合市民会館と市内各公民館を中心に、各種事業を推進し、新たな時代に即した生涯学習のより一層の充実を図るとともに、蔵書資料の整備や移動図書館なでしこ号による貸し出し等を行い、図書館サービスの向上に努めました。スポーツ・レクリエーションについては、学校体育施設の整備や緑が丘スポーツ公園陸上競技場の第2種公認検定を更新するための改修整備を行うなど、より良好なスポーツ環境を提供するとともに、甲府市スポーツ推進計画を策定し、生涯スポーツの普及に努めました。

文化・芸術については、甲府市交響楽団演奏会、方代の里なかみち短歌大会などを開催するとともに、平成25年1月に開幕した「第28回国民文化祭・やまなし2013」における本市主催事業の円滑な実施に努めるなど、文化・芸術活動の振興を図りました。また、武田氏館跡整備基本構想・基本計画に基づき、史跡公園の計画的な整備等を行い、文化財の保存・活用を図りました。

青少年については、青少年育成甲府市民会議や甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会などの 青少年育成団体の活動を促進し、自主性の高揚と社会的認識の向上を図るとともに、補導委員 による巡回補導や青少年育成カウンセラーによる相談対応を行うなど、青少年の保護育成に努 めました。

男女共同参画については、こうふ男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する啓発 活動に取り組むとともに、平成25年6月には甲府市男女共同参画都市宣言を行うなど、より一 層の男女共同参画の推進に努めました。

国際化への対応については、姉妹・友好都市等との各種交流事業を行うなど、国際化時代に ふさわしい交流を推進するとともに、甲府市多文化共生推進計画を策定し、多文化共生の地域 づくりを推進しました。

人が元気に生活していくためには、日々の暮らしを豊かにし、笑顔あふれる人を育むことが 必要です。そのためには、学校教育をはじめとする地域に根ざした子どもの育ちの環境づくり の充実や、高齢者が増加する中でも多様なニーズに対応できる生涯学習の充実、更には、芸術・ 文化や歴史に触れることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 義務教育等

主な取組 成 果 課 題 ○幼稚園就園奨励費の補 保護者の家庭の状況と園児数に応じて保育 児童に対するきめ細かな指導や特 料を減免している私立幼稚園に助成し、園児 別な支援を必要とする児童生徒への ○きめ細かな教育の推進 適切な教育的配慮のニーズが高まっ の保護者負担の軽減を図った。 ○教育支援ボランティア 小規模校、大規模校及び外国籍児童が多い ているため、更なる臨時教育職員や の活用 小学校などにおいて、市単独で教員等の加配 特別支援教育支援員の配置が必要で ○小学校外国語活動の推 を行うとともに、特別な支援を必要とする児 ある。 童生徒のため、市単独で特別支援教育支援員 近隣市町の小・中学校が学生ボラ ○外国人講師による英語 を配置した。また、大学生を中心とした教育 ンティアの活用を積極的に推し進め 支援ボランティア活動を教員OBや地域住民 指導 ているため、学生の人材確保が年々 ○学校給食の充実 と協働し、児童生徒への学習支援を行うなど、 厳しくなっている。 ○安全な教育環境の整備 教育支援の一層の充実を図った。 また、生きた英語教育の充実を図 ○小・中学校校舎等の整 このほか、小・中学校に外国人英語指導講 るため、外国人英語指導講師を授業 備拡充 師を配置し、国際理解教育及び実践的な英語 時間以外で活用することも必要であ ○冷暖房機の整備 指導の充実に努めた。 ○小学校の適正規模化の 小学校給食については、給食室のドライシ 学校給食については、衛生管理に 推進 ステムへの改築を計画的に推進し、安全性を 対する指導の徹底などの課題ととも 確保する中で、給食調理業務の年次的な民間 に、地場農産物の給食への活用には、 委託を行った。また、中学校給食については、 品質規格の均一性、必要量の確保等 民間委託による弁当方式の給食から、温かく の課題がある。 よりおいしい食缶方式に変更した。 子どもたちが安心して教育を受け 新入学児童への防犯ブザーの配付、小学校 られるよう、登下校の巡回を行って での緊急通報システムの運用を行うととも いるスクールガードなどの地域ボラ に、マモルメールへの登録の促進、スクール ンティアの継続した確保が必要であ ガード(学校安全ボランティア)による巡回 や地域防犯ボランティアの協力による見守り 学校施設の整備には、中長期的な の強化を図り、児童生徒の安全確保に取り組 児童・生徒数の予測と整備計画が必 んだ。 要であり、また、計画的な整備を行 被災時の児童生徒の安全を守るとともに、 うためには、安定した予算の確保が 避難場所を確保するため、学校施設耐震化整 必要である。 備計画に基づき、小・中学校の校舎耐震補強 全市的な少子化傾向が続く一方、 工事等や屋内運動場の増改築工事等を行うと 地域開発などにより、一部児童生徒

数が増加傾向にある状況を勘案する

ともに、良好な教育環境を創出するため、小・

中学校に冷暖房機(エアコン)を整備した。 小学校の適正規模・適正配置の基本方針に 分把握しながら、全市的な小・中学 より、適正規模化に取り組み、平成18年に相 生・穴切・春日小学校を統合し舞鶴小学校を、 平成23年に富士川・琢美小学校を統合し善誘 館小学校を開校した。

と、今後も児童・生徒数の推移を十 校の適正規模・適正配置の新たな方 針策定を行う必要がある。

基本区分2 高等学校教育

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○外国人講師による英語 | 甲府商業高等学校へ外国人英語講師を派遣 | 基礎・基本の習得と発展的な学習 |
| 指導 | し、実践的な英語指導を進めることにより、 | への取り組みの充実を図るうえか |
| ○高等学校校舎等の整備 | 生きた英語教育の充実と、国際感覚を身につ | ら、英語によるコミュニケーション |
| 拡充 | けた人材の育成を図った。 | 能力の育成授業をさらに充実するほ |
| ○全国高等学校総合体育 | 被災時の生徒の安全を守るとともに、避難 | か、外国人英語指導講師の積極的な |
| 大会の開催 | 場所を確保するため、学校施設耐震化整備計 | 活用が必要である。 |
| | 画に基づき、甲府商業高等学校の校舎耐震補 | |
| | 強工事や屋内運動場の改修整備を行うととも | |
| | に、良好な教育環境を創出するため、冷暖房 | |
| | 機(エアコン)を整備した。 | |
| | 平成 26 年度全国高等学校総合体育大会を | |
| | 山梨・東京・千葉・神奈川の1都3県で開催 | |
| | し、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、 | |
| | 技能の向上とスポーツ精神の高揚を図った。 | |

基本区分3 大学教育等

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○甲府商科専門学校の充 | 甲府商科専門学校内に設置した市立専門学 | 学校経営向上計画については、文 |
| 実 | 校発展構想委員会からの答申を踏まえ、学科 | 部科学省が奨励する職業実践専門課 |
| ○入学準備金の融資 | 名の変更や4年制大学に必要なカリキュラム | 程の認定取得が喫緊の課題であり、 |
| | の調整を行った。また、平成26年に学校経営 | 申請に向けた作業を着実に進める必 |
| | 向上計画を策定した。 | 要がある。 |
| | 大学等に入学する者の保護者で、入学金や | 入学準備金の融資については、金 |
| | 学用品等の入学に伴う経費の調達が困難な者 | 融機関の信用調査などがあるため、 |
| | に対して必要な資金を融資し、 | 申し込み件数に対して融資実行件数 |
| | 就学を支援した。 | が伸びない。また、融資を行う金融 |
| | | 機関を増やしていく必要がある。 |

基本区分4 生涯学習

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○生涯学習の振興 | 総合市民会館と市内各公民館等を中心に、 | 魅力ある生涯学習事業を推進する |
| ○図書館の蔵書資料の整 | 市民が積極的に参加・学習できる「まなびフ | にあたっては、時代に即した斬新な |
| 備 | ェステバル」の開催や「きょういくの日」関 | アイデアと柔軟な発想力が必要とさ |
| | 連事業を実施するとともに、市民の学習意欲 | れる。 |
| | に応えるための出前講座を開催した。また、 | 利用者のニーズに応えたものや資 |

新たな生涯学習の視点を加味した甲府市生涯 料的価値の高いものの収集、また図 学習ビジョンを策定した。

多様化する市民の要望に応えるため、通常 の資料収集に加え、地域資料や専門性の高い 資料を収集するなど、図書館の蔵書整備の充 めのサービスポイントを増やすなど 実を図るとともに、各種イベントや移動図書 サービスの充実が課題である。 館なでしこ号による貸し出し等を通じて、サ ービスの向上に努めた。

書館としての独自性や特色を打ち出 すための資料収集及び図書館サービ スを受ける市民の利便性を高めるた

基本区分5 スポーツ・レクリエーション

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○学校の体育施設の開放 | 市立の学校体育施設を学校教育に支障のな | 学校体育施設等の夜間照明等や各 |
| ○各種スポーツ施設の整 | い限り積極的に地域に開放し、市民が身近に | 種スポーツ施設の老朽化に伴う整 |
| 備 | 利用できるスポーツ活動の拠点として活用し | 備・改修等への対応が課題である。 |
| ○甲府市スポーツ推進計 | た。 | |
| 画の策定 | 各種スポーツ施設の整備と施設の効率的な | |
| | 運用により、市民の健康・体力の維持増進、 | |
| | スポーツを通じた豊かなコミュニティづくり | |
| | を図るとともに、緑が丘スポーツ公園陸上競 | |
| | 技場については、第2種公認検定を更新する | |
| | ための改修整備を行った。 | |
| | また、市民の運動・スポーツに関する基本 | |
| | 的な方向性を定める指針として甲府市スポー | |
| | ツ推進計画を策定し、生涯スポーツの普及に | |
| | 努めた。 | |

基本区分6 文化·芸術

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|--------------|----------------------------|------------------|
| ○文化・芸術活動の振興 | ジュニアオーケストラの育成及び甲府市交 | 文化・芸術活動の振興を図るため |
| ○国民文化祭の開催 | 響楽団演奏会、NHK交響楽団演奏会、方代 | の事業を実施するためには、基金運 |
| ○エンジン01文化戦略会 | の里なかみち短歌大会などを開催するととも | 用益を活用しての事業実施は困難 |
| 議の開催 | に、藤村記念館を活用した各種イベントを開 | で、基金を取り崩して対応している |
| ○史跡武田氏館跡の整備 | 催した。 | ため、事業規模に制約があり、将来 |
| | また、「第 28 回国民文化祭・やまなし 2013」 | 的な展望を含め、検証を行っていく |
| | における本市主催事業の円滑な実施に努める | 必要がある。 |
| | とともに、異分野で活躍する一流の著名人や | 史跡武田氏館跡の整備をするにあ |
| | 文化人を招き、公演や交流等を行うエンジン | たって、公有地化を随時進めている |
| | 01 文化戦略会議オープンカレッジ in 甲府を | が、公有地化においては土地所有者 |
| | 開催した。 | の理解と協力が必要であるため、計 |
| | 武田氏館跡とその周辺の史跡を保護・保存 | 画的な買収が困難である。また、館 |
| | するため、武田氏館跡整備基本構想・基本計 | の中心部分は宗教的施設である神社 |
| | 画に基づき、公有地化及び史跡整備を順次進 | となっているため、史跡整備との調 |
| | めた。 | 和を図ることが課題である。 |

基本区分7 青少年

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○青少年育成団体の活動 | 青少年育成活動の中心的役割を果たしてい | 青少年育成団体については、地域 |
| の促進 | る青少年育成甲府市民会議や甲府市子どもク | における指導者、育成者が高齢化し |
| ○青少年の保護育成 | ラブ指導者連絡協議会と緊密な連携を図ると | ており、後継者の発掘や育成が困難 |
| | ともに、活動に必要な助成を行った。 | となっている。また、地域によって |
| | 専門補導委員及び地区補導委員等による巡 | 活動に温度差が見受けられる。 |
| | 回補導を行い、青少年の非行の未然防止と早 | 補導活動については、地域におけ |
| | 期発見に努めた。また、青少年育成カウンセ | る特殊事情等、補導委員による対応 |
| | ラーは、子どもの行動に不安を持つ親や交友 | が困難なケースが見受けられる。 |
| | 関係で悩んでいる少年のために、電話と面接 | |
| | による相談に応じ、適切な助言と必要な指導 | |
| | を行った。 | |

基本区分8 男女共同参画

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|------------|-----------------------|------------------|
| ○男女共同参画の推進 | 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同 | 男女共同参画社会づくりを地域等 |
| | 参画プランに基づき、男女共同参画に関する | に定着させるために、市民と行政が |
| | 啓発活動に取り組むとともに、平成25年6月 | 連携して男女共同参画施策を具体的 |
| | には、甲府市男女共同参画都市宣言を行った。 | に推進できるシステムづくりが必要 |
| | また、甲府市男女共同参画センターの運営を | である。 |
| | 行うとともに、女性総合相談室では、専門知 | |
| | 識を有する相談員により、DV(ドメスティ | |
| | ック・バイオレンス)をはじめとする女性の | |
| | さまざまな悩みに対応した。 | |

基本区分9 国際化への対応

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|----------|-----------------------|--------------------|
| ○国際交流 | 姉妹・友好都市等との交流については、都 | 姉妹・友好都市等との交流について |
| ○外国人への支援 | 市提携周年などに伴い、市長・議長等で相互 | は、都市提携周年事業を基本とする中 |
| | に訪問・受入を行うとともに、教育・文化交 | で、持続可能な交流事業としていく必要 |
| | 流など、市民レベルの交流を促進した。 | がある。 |
| | 甲府市多文化共生推進計画に基づき、外国 | 外国人市民への生活相談、多言語によ |
| | 人市民のための日本語・日本文化講座の開催 | る生活情報の発信等については、関係機 |
| | や行政情報の多言語化、相談窓口の充実など、 | 関との連携を図りながら、体験型の事業 |
| | 外国人市民を支援する取り組みを行った。 | を取り入れるなど、情報伝達手段の多様 |
| | | 化を推進していく必要がある。 |

基本目標3 次代に引き継ぐ快適で美しい安らぎのまちー生活・自然環境の向上ー

市民、企業・団体と行政との協働により、次代に向けて持続可能な循環型社会の構築を目指し、環境と共生する緑豊かな美しいまちづくりを進めるとともに、災害に強い、安全で安心なまちづくりのための諸施策を推進しました。

自然環境保全については、市民、企業、NPOとの協働により自然環境保全に関する取組を 行うなど、自然を大切にする意識の高揚を図りました。

公園・緑地緑化の推進については、市民が日常的に利用できる地域の公園や緑地の整備・維持管理を行うとともに、花いっぱい緑いっぱい運動の実施などにより、緑化意識の高揚を図りました。

景観形成については、広告物等の景観への調和に努めるとともに、市民との協働による景観 まちづくりを推進しました。

住宅・住環境の整備については、市営住宅の居住環境向上のため、老朽化が著しい市営団地の計画的な建替を進めました。また、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、既存木造住宅の無料耐震診断の実施とともに、補強が必要な木造住宅の耐震改修などへの助成を行うなど、建築物の耐震化の促進を図りました。更には、市民の居住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する助成を行いました。

上水道については、災害に強い施設の整備や維持管理体制を充実するとともに、安全でおい しい水道水を安定して供給するため、経営の健全化や効率化等、経営基盤の強化に努めました。

下水道については、更なる経営の健全化と効率化を目指し、維持管理体制の確立に努めるとともに、災害に強く快適で衛生的な生活環境の構築に向け、汚水の排除、雨水の浸水防除及び河川の水質保全を図るため、施設の整備に取り組みました。また、市街化調整区域及び中道地区での下水道管渠の整備にも取り組みました。

河川・水路については、台風等による河川の氾濫を防ぐため、下曽根川や野間川の河川改修 をはじめとする、浸水・冠水対策に取り組み、市民生活の安全の確保に努めました。

循環型社会の構築については、ミックスペーパーの市内全地区での回収や指定ごみ袋制度の 導入、資源物 24 時間ステーションの設置など、ごみの減量と資源リサイクルを推進しました。 次期ごみ処理施設については、甲府・笛吹・山梨・甲州の 4 市で構成する甲府・峡東地域ご み処理施設事務組合と協議・連携を図り、平成 29 年度の稼働に向けた着実な取り組みを行いま した。

環境保全については、「第二次甲府市環境基本計画」や「甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、環境教育の充実や住宅用太陽光発電システムの設置促進など、各種施策を展開しました。また、公害発生の未然防止に努めるとともに、廃棄物の不法投棄の監視や散乱防止など、都市の美化にも取り組みました。

防災対策については、東日本大震災の実情や東海地震等の大規模災害を想定し、防災行政用無線のデジタル化や防災施設、防災設備、各種防災資機材等の整備拡充を図るとともに、防災リーダーの育成による自主防災組織の強化や実効性の高い防災訓練の実施に努めました。

消防については、災害時の消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の設置を進めるとともに、 消火栓の増設及び改修を行いました。また、消防団に配備している小型動力ポンプ積載車及び 小型動力ポンプの更新整備を行いました。

防犯対策については、犯罪や非行のない安全で住みやすい地域社会を実現するため、社会を明るくする運動等との連携を図るとともに、防犯街路灯の設置費、電気料及び維持管理費への助成を行いました。また、青色パトロールカーにより、巡回パトロールを実施するなど、地域や関係機関等との連携を図る中で、安全・安心なまちづくりに努めました。

消費生活については、イベントや出前講座を開催するとともに、消費生活相談に対応するなど、消費者の保護や自立支援に努めました。

交通安全対策については、地域、市民と一体となった交通安全意識を高揚させるため、関係機関との緊密な連携のもと、年間を通して交通安全運動などに取り組むとともに、カーブミラーなどの交通安全施設を整備充実し、交通事故の防止に努めました。また、「甲府市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、甲府駅北口周辺地域を自転車等放置禁止区域として指定し、甲府駅周辺における歩行者の安全や良好な環境の確保に努めました。

快適な環境のもと、安全・安心に暮らすことは、全ての市民の願いであることから、これまでも自然環境の保全や居住環境の向上、また防災や防犯に関わる取組を市民等と協働で積極的に進めてきました。今後も、本市の財産とも言うべき豊かな自然と共生していくことの重要性をより一層周知・啓発するとともに、市民生活に安心感を提供できるよう災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 自然環境保全

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| | | |
| ○森づくりの推進 | 「水源林植樹の集い」を開催し、市民との協 | 広報・ホームページなどを通じて、 |
| ○地球温暖化対策の推進 | 働により植樹を行ったほか、児童を対象とし | 自然環境を守る活動の周知をより一 |
| ○生活排水対策の推進 | た甲府市の森と水に関する出前講座等によ | 層図るとともに、若年層が参加しや |
| ○土地開発の指導 | り、自然保護の意識高揚を図った。 | すいプログラムやNPO等との協働 |
| | 省エネ・地球温暖化対策の一つとして、甲府 | 体制づくりが必要である。 |
| | 市地球温暖化対策地域協議会との協働により | 地球温暖化対策に関しては、新た |
| | 「緑のカーテンづくり運動」を推進するととも | な有効な手法についても検討し、市 |
| | に、公共用水域の水質改善に向け、公共下水道 | 民との協働のもとに推進していくこ |
| | 未整備地域を対象とした合併浄化槽設置を支 | とが必要である。 |
| | 援し、うるおいを感じる自然環境の保全に努め | 公共下水道未整備地域の既存住宅 |
| | た。 | においては、単独浄化槽から合併浄 |
| | 「甲府市景観計画」に基づく良好な景観づ | 化槽への転換を進め、更なる生活排 |
| | くりのほか、風致地区の保全、地区計画に基 | 水対策を推進していく必要がある。 |
| | づく環境保全、開発行為の適正化等、法令や | 「甲府市景観計画」や「甲府市緑 |
| | 条例、計画に基づき、良好な景観や自然環境 | の基本計画」等を市民に周知しなが |
| | を保全し、自然と人とが共生できる土地利用 | ら、計画的な取組を進め、今後も自 |
| | を推進した。 | 然と人とが共生できる土地利用を目 |
| | | 指していく必要がある。 |

基本区分2 公園・緑地緑化の推進

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|------------------------|---------------------|
| ○千塚公園の整備 | 身近な公園の整備が遅れていた市北西部に | 公園の維持管理に関して、地域住 |
| ○西下条公園の整備 | おいて千塚公園を整備し、平成18年度に完了 | 民の参画や管理業務の委託等も含 |
| ○動物園の整備 | した。また西下条公園の整備を平成26年度に | め、有効な手法を検討していく必要 |
| ○みどり豊かなまちづく | 完了し、近隣住民等に憩いの場を創出した。 | がある。 |
| りの推進 | 公園や緑地などの適正な配置や計画的な整 | 動物園については、現有施設の老 |
| ○都市計画公園・緑地の | 備を行うための指針となる「甲府市緑の基本 | 朽化や、飼育員の高齢化等に対応す |
| 見直し | 計画」を平成25年度に策定した。 | るとともに、開園 100 周年に向けた |
| ○農地の保全と活用 | 甲府市立動物園については、動物園整備検 | 今後のあり方を有識者や市民ととも |
| | 討会議において平成25年度に策定した「基本 | に検討していく必要がある。 |
| | 方針」に基づき、平成26年度に「整備構想」を | 市民一人ひとりが身近なところか |
| | 策定した。 | ら緑化に取り組むことの大切さを、 |
| | 市民との協働による「花いっぱい緑いっぱ | 引き続き啓発し、緑化運動の裾野を |
| | い運動」や家庭緑化の推進、生け垣設置の奨 | 広げていく必要がある。 |
| | 励等を実施するとともに、民間企業にも緑化 | 今後も遊休農地は増加するものと |
| | を働きかけたほか、「甲府市緑化まつり」の開 | 予測されるため、新規就農希望者へ |
| | 催を通じて緑化を広く啓発し、みどり豊かな | の対応も含め、農地の保全と活用に |
| | 明るく住みよい環境づくりを進めた。 | 向けた多様な手法の検討と担い手の |
| | 農地銀行による農地の流動化、農地の利用 | 育成が必要である。 |
| | 状況等を踏まえた遊休農地対策の推進、多様 | |
| | な担い手を育てるための就農希望者への農地 | |
| | 等の支援を行い、農地の保全と活用に努めた。 | |

基本区分3 景観形成

| 生 一 | | |
|-------------|------------------------|------------------|
| 主な取組 | 成果 | 課題 |
| ○景観行政団体としての | 平成 20 年に「甲府市景観形成基本計画」を | 甲府らしい地域特性を生かした良 |
| 計画的な取組の展開 | 定めて景観行政団体となるとともに、「甲府市 | 好な景観を形成するためには、県・ |
| ○屋外広告物の設置許可 | 景観条例」を制定して、甲府市全域において | 市等行政による取組のほか、市民・ |
| 等 | 良好な景観を保全、形成、創出することに努 | 事業者・大学等の理解や主体的な取 |
| ○景観まちづくり研究会 | めた。 | 組が必要である。 |
| の支援 | 平成24年2月には「甲府市景観計画」を策 | 景観形成には、私権に対する規制 |
| | 定(平成26年4月に第2次変更)し、魅力的 | や制限も伴うことから、合意形成に |
| | な都市景観づくりを推進した。 | 時間を要するケースが多く、今後も |
| | 屋外公告物の表示・設置許可申請に対する | 景観形成のメリット等に関する周 |
| | 許可等の事務を行い、公告物等の景観への調 | 知・啓発に努めていく必要がある。 |
| | 和に努めた。 | 都市環境の美化に寄与するような |
| | 景観形成に関する市民主体のまちづくり研 | 統一的なサイン等に関する計画が必 |
| | 究会への支援を行い、地域の良好な景観の確 | 要である。 |
| | 保に努めた。 | |

基本区分4 住宅・住環境・定住促進

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|--------------------------|------------------|
| ○まちなか居住再生の推 | 平成 14~18 年度に、「まちなか区域(約 | 居住後の満足度等を検証したうえ |
| 進 | 300ha)」において共同住宅の新築等への補助 | で今後の事業展開に活用し、効果的 |
| ○中心市街地への定住の | 等を行い、まちなか居住の再生を図った。ま | な取組を推進して定住を図ることが |
| 促進 | た、平成 21~24 年度に、「中心市街地活性化 | 必要である。 |
| ○公営住宅の整備 | 基本計画区域(約115ha)」において、住宅 | 地域のまちづくりの観点から、公 |
| ○建築物の耐震化支援 | の建築・購入の補助を行い、中心市街地への | 営住宅の整備にあたっていく必要が |
| ○住宅リフォームに対す | 定住促進を図った。また、平成26年度から一 | ある。また、具体的な建替に際して |
| る助成 | 般住宅の新築や中古住宅の修繕等に係る費用 | は、入居者の生活に支障をきたさぬ |
| | を助成することで、住宅の取得等を支援し、 | よう配慮しながら、事業を進める必 |
| | 更なる定住促進を図っている。 | 要がある。 |
| | 老朽化が著しい北新 3 団地の建替において | 建築物の耐震化については、今後 |
| | は、旧竜雲荘に相当する北新団地A棟を完成さ | も大規模地震への対策として、引き |
| | せ、平成26年度から供用を開始した。事業実 | 続き広報活動や、自治会などを通じ |
| | 施にあたっては、ユニバーサルデザイン等に配 | て事業の啓発に努め、粘り強く耐震 |
| | 慮し、優良な公営住宅ストックの確保と安定供 | 化を進めていく必要がある。 |
| | 給に努めた。 | 住宅リフォームの助成について |
| | 平成20年度に策定した「甲府市耐震改修促 | は、市民ニーズも高く経済波及効果 |
| | 進計画」に基づき、特に耐震性が低い昭和 56 | も大きい事業であるが、市単独事業 |
| | 年以前に建てられた木造住宅に対し、無料の | であるため、財源の確保が困難であ |
| | 耐震診断や耐震改修工事の補助を行い、建築 | る。このため、期限や予算枠の設定 |
| | 物の安全性の向上を促進した。 | 等、事業を再構築していく必要があ |
| | 市民が市内の施工業者を利用して個人住宅 | る。 |
| | のリフォームを行う際、その経費の一部を負担 | |
| | することにより、市民の居住環境の向上と地域 | |
| | 経済の活性化を図った。 | |

| 基本区分5 上水道 | | |
|-------------------|-----------------------------|--------------------|
| 主な取組 | 成果 | 課題 |
| ○21 世紀水源保全計画の | 平成 21 年度に策定した「第 2 次 21 世紀水源 | (仮称)「第3次21世紀水源保全計 |
| 推進 | 保全計画」に基づき、水源かん養林対策、市 | 画」を策定し、今後も引き続き、多 |
| ○「水道施設耐震化計画」 | 民・大学との協働による水源保全等、水源保 | 様な主体の参画を得ながら、水源等 |
| の推進 | 全活動を計画的に推進した。 | の保全に努める必要がある。 |
| ○水道事業の財務体質の | 想定されるあらゆる危害を特定・分析し対 | アセットマネジメント等の導入に |
| 改善・強化 | 策を講じるとともに、耐震管への布設替えや | より、経年管路・施設の更新計画を |
| ○水道水PRのための各 | 浄水場等の耐震診断を行い、危機管理体制の | 策定するとともに優先順位を明確に |
| 種イベントの開催 | 強化を図った。 | しながら精度の高い財政計画を策定 |
| ○各種手続き等の利便性 | 「甲府市上下水道事業経営計画 2008」を平 | する中で、適正な水道料金の検討等 |
| | 成19年度に策定し、これからの上水道事業の | を実施して、健全な経営を維持する |
| の向上 | あるべき姿と目指す方向性を明らかにしつ | 必要がある。 |
| ○環境会計の導入 | つ、財務体質の改善・強化に努めた。 | 引き続き水道事業についてPRに努 |
| | ボトルドウォーター「甲府の水」によるイ | めつつ、これまで以上に創意工夫をこら |
| | メージアップなど情報発信に努めるととも | し、顧客満足度の向上等に努めていく必 |
| | に、「サービスセンター」を開設し、各種手続 | 要がある。 |

きや水道料金等の支払いに関する利便性の向上を図った。

「環境会計」を導入して上下水道事業の環境 保全への取組についてわかりやすく周知し、 市民の理解を得るよう努めた。

基本区分6 下水道

主な取組 成 果 題 課 ○公共下水道事業の汚水 市街化区域における公共下水道整備率 今後も引き続き、未整備地域の解 100%を目指し、未整備となっている地区の解 管きょ整備 消と下水道への接続を進めるととも 消を図るとともに、既存集落、幹線道路沿い ○単独公共下水道の雨水 に、水質の維持については、「富士川 きょの整備 など人口密度の高い箇所の整備を優先しつ 流域下水道整備総合計画」で定めら ○下水道事業の財務体質 つ、汚水管きょの整備と接続率の向上を図っ れた水質基準を満たしているもの の改善・強化 た。 の、甲府市浄化センターは施設稼動 ○各種手続き等の利便性 また、適切な水質管理、より環境負荷を少 から34年が経過しているため、設 備・機器の更新、改修等を計画的に の向上 なくするための処理方法の検討や適切な運転 ○環境会計の導入 管理により、下水道事業の目的である生活環 進めていく必要がある。 境の保全に努めた。 「甲府市地域防災計画」との整合を 想定されるあらゆる危害を特定・分析し対 図り、「危機管理指針」を随時見直す 策を講じ、危機管理体制の強化を図るととも とともに、下水道の地震対策として、 に、浸水常襲地区については、年次的に整備 下水道 BCP (事業継続計画) を上下 を行うことで浸水被害の解消に努めた。 水道局全体で共有し活用するための 「甲府市上下水道事業経営計画 2008」を平成 手法、手段を構築する必要がある。 19年度に策定し、これからの下水道事業のあ 次期下水道長寿命化計画策定に際 るべき姿と目指す方向性を明らかにしつつ、 しては、ストックマネジメントの導 財務体質の改善・強化に努めた。 入が義務付けられており、また、次 各種手続きや料金等の支払いに関する利便 期経営計画策定も予定されているこ とから、平成27年度よりアセットマ 性の向上を図った。 「環境会計」を導入して上下水道事業の環境 ネジメントの導入に向けた準備に取 保全への取組についてわかりやすく周知し、 り組む必要がある。 市民の理解を得るよう努めた。 引き続きPRに努め、これまで以 上に創意工夫をこらしつつ、更なる 顧客満足度の向上等に努めていく必 要がある。

基本区分7 河川・水路

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|--------------|----------------------|------------------|
| ○浸水被害が想定される | 地域住民からの要望等を踏まえながら、浸 | 農地等の保水力が失われつつある |
| 箇所の整備 | 水被害が想定される箇所から順次整備を実施 | 中、近年は生活関連水路による浸水 |
| ○河川清掃等の実施 | して、地域を浸水被害から守るとともに、よ | 被害が生じているため、計画的な河 |
| ○生活排水対策に係る啓発 | り良い河川環境の創出に努めた。 | 川・水路の整備のみならず、調整池 |
| | 主要一級河川を対象に、流域自治会及び関 | や雨水貯留施設等の建設も含めた総 |
| | 係団体の積極的な協力を得て河川清掃を実施 | 合的な治水対策が必要である。 |
| | しているほか、河川等への不法投棄対策を進 | 河川の美化については、引き続き |
| | め、河川の美化に努めた。 | 啓発活動やパトロール等を実施する |

生活排水対策については、浄化槽法定検査 の受検指導を行うとともに、生活排水対策推 進計画に定められた地区に対し啓発を行い、 河川浄化に努めた。

ほか、美化活動の参加の裾野を広げ ていく必要がある。

生活排水対策については、継続的 に啓発活動を実施していく必要があ る。

基本区分8 循環型社会の構築

主な取組 課 成 果 題 環境リサイクルフェアを通じ、環境配慮型 本市の生活系ごみの一人1日当た ○環境リサイクルフェア の宝施 の行動への市民の理解を深めた。 りの排出量は、県内市町村や類似都 甲府市リサイクル推進員連絡協議会と連携 市に比べて多いことから、更に多く ○基金を活用した明るく きれいなまちづくりの推 したごみの減量の工夫についての呼びかけ の市民の理解を得ることに努めつ や、分別の徹底と適正なごみ出しの指導等を つ、関係団体との連携を引き続き強 ○ごみ減量と資源リサイ 行うとともに、ミックスペーパーの全地区毎 化し、より一層のごみの分別、資源 クルの推進 週回収や資源物 24 時間ステーションの設置 リサイクルの推進が必要である。 ○ごみ処理施設の建設 を行うなど、ごみの減量化や資源のリサイク ごみ処理施設については、現有ご (甲府・峡東地域ごみ処 ルに努めた。 み処理施設の使用期限が平成29年3 理施設事務組合所管) ごみ処理施設の建設については、甲府・峡 月となっていることから、平成29 東地域ごみ処理施設事務組合において、新ご ○最終処分場の建設(山 年度の新ごみ処理施設の供用開始が 梨県市町村総合事務組合 み処理施設建設推進に向けた情報交換や確認 確実なものとなるよう、進捗を図る 所管) を行った。また、最終処分場の建設について 必要がある。また、最終処分場につ は、山梨県市町村総合事務組合において、新 いては、山梨県において整備が急務 最終処分場建設推進に向け、情報交換や調整 であることから、平成30年度の新最 終処分場供用開始が確実なものとな を行った。 るよう調整していく必要がある。

基本区分9 環境保全

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-------------------------|-------------------|
| ○地球温暖化対策の推進 | 甲府市地球温暖化対策地域協議会などとの | 市民との協働のもとに、今後も省 |
| ○河川及び地下水の水質 | 協働により、地球温暖化対策啓発イベントや | エネルギー活動等を推進するととも |
| 検査等 | 学習会等の実施、住宅用太陽光発電システム | に、豊富な森林資源を有する本市に |
| ○環境衛生対策の推進 | 等への助成金の交付、環境教育事業等を推進 | とって、木質バイオマスの有効性も |
| ○畜犬対策の推進 | した。このような取組の結果、平成 18 年度に | 周知していく必要がある。 |
| | 策定した「新甲府市地球温暖化対策推進計画」 | 公害対策については、引き続き取 |
| | に掲げた温室効果ガス削減目標を平成 22 年 | 組の充実に努めるとともに、職員の |
| | 度に達成することができた。 | 配置、老朽化が進む機器の更新など、 |
| | 河川及び地下水の水質検査、公害苦情や不法 | 体制を強化していく必要がある。 |
| | 投棄等への対策、 空間放射線量の測定等を実 | 市民にとって快適な居住環境を維 |
| | 施するとともに、環境衛生の阻害要因となる空 | 持するためにも、市民のマナー向上 |
| | き地等の調査と指導、畜犬対策などを進めたこ | 等に関する啓発を継続的に行ってい |
| | とにより、市民の健康で快適な生活環境の確保 | く必要がある。 |
| | に努めた。 | |

基本区分10 防災対策

主な取組 成 果 課 題 ○新庁舎への防災センタ 災害対策の拠点として、新庁舎建設に合わ 防災センター機能を有効に活用す 一機能の整備 せ庁舎内に「防災センター機能」を整備する るため、災害初期対応のみならず応 ○非常用貯水槽の設置 とともに、防災行政用無線をデジタル方式に 急対策や復興対策に対応する情報シ ○非常食料の備蓄等 更新した。 ステムが必要となる。 ○実効性の高い総合防災 非常用貯水槽の設置については、平成25年 貯水槽を設置していない避難所に 訓練の実施 度までに市内の指定避難所等 29 箇所に設置 おいては、飲料水及び生活用水確保 し、事業を完了した。また、災害時に孤立す のため、浄水機器の配備及び老朽化 る恐れのある集落に対する衛星携帯電話の設 に伴う更新にあたるとともに、飲料 置を進め、平成25年度に完了した。 水の配備等についての検討の必要が このほか、非常食料の備蓄については、被 ある。 害想定に基づき非常食料の備蓄量を平成23 また、今後は、災害時における女 年度に見直し、備蓄を計画的に行うとともに、 性の参画や要配慮者への配慮、災害 消火栓器具格納箱等の防災設備の整備、防災 時に孤立する恐れのある集落への備 倉庫等防災施設の整備に努めた。 え等、様々なニーズに対応していく 総合防災訓練については、市災害対策本部 必要がある。 との連携を強化する中で、主会場と地区会場 災害時の適切な対応に向けた、単 の訓練を同日開催するとともに、避難所宿泊 位自治会への自主防災組織設置の促 訓練を実施するなど、実効性の高い訓練を実 進や、防災リーダーの育成が必要で 施した。 ある。

基本区分11 消防

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○火災予防運動の実施 | 昭和 28 年より毎年実施している火災予防 | マスメディアを活用した啓発等、 |
| (甲府地区広域行政事務 | 運動等を通じて市民の防火意識を高めるとと | 手法を工夫しながら、防火意識の更 |
| 組合所管) | もに、大型店舗等に対する特別査察を実施し | なる高揚に努めていく必要がある。 |
| ○大型店舗等の特別査察 | て、火災を未然に防ぐための対策を推進した。 | 消防施設等の整備については、効 |
| の実施(甲府地区広域行 | 消防団に配備している小型動力ポンプ積載 | 率的な運用と充実を図るため、必要 |
| 政事務組合所管) | 車及び小型動力ポンプを計画的に更新整備し | な車両等の数について精査しつつ、 |
| ○消防施設等の整備 | たほか、耐震性貯水槽を整備した。 | 計画的に整備していく必要がある。 |
| ○消火栓の設置 | また、消防水利整備計画に基づき消火栓を | また、耐震性貯水槽については、用 |
| | 計画的に設置し、初期消火に有効かつ市民に | 地の確保に努めていく必要がある。 |
| | とって身近な消防水利の確保に努めた。 | 消火栓の設置については、消防車 |
| | | 両が進入できない住宅密集地等、消 |
| | | 火栓が設置できない地域への対応が |
| | | 課題となっている。 |

基本区分12 防犯対策

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○街路灯の設置等への助 | 自治会が設置した街路灯の設置費や、自治 | 街路灯の維持管理については、自 |
| 成 | 会が維持管理している街路灯の電気料及び維 | 治会加入率の低下を背景として自治 |
| ○安全安心街づくりの推 | 持管理費、蛍光灯からLED灯への交換費等 | 会負担が相対的に重くなる傾向にあ |
| 進 | について補助し、街路灯の維持及び設置を促 | るので、設置の補助枠を拡大する等 |

○社会を明るくする運動 の推進 した。

甲府警察署及び南甲府警察署と連携した「甲府市自主防犯ボランティア団体連絡協議会」を開催したほか、ボランティア団体のリーダーを対象とした研修会、青色パトロールカーによる巡回警備等を実施し、自主防犯活動の更なる拡充と継続的な地域の安全対策のより一層の充実を図った。

社会を明るくする運動の推進については、 行動目標・重点事項を定めて運動を推進し、 広報誌等による周知、街頭啓発活動や講演会 などを行なう中で、市民一人ひとりの防犯意 識の向上に努めた。 の検討が必要となっている。

今後も警察等関係機関や団体との 連携を推進し、防犯意識のより一層 の向上を図るとともに、住民による 自主的活動への支援を講ずる必要が ある。

基本区分13 消費生活

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○消費者モニター制度の | 消費者モニターによる日常生活必需品の価 | 消費生活に関わる事件事故の未然 |
| 推進 | 格・量目調査を行い、計量思想の普及に努め | 防止や消費者の自立を支援するた |
| ○消費生活に係るイベン | た。 | め、消費生活センターの取組につい |
| トや出前講座の開催 | 消費者団体・食生活改善推進員連絡協議会 | て広く周知し、利用を促す必要があ |
| ○消費生活相談への対応 | の協賛により消費者フェスティバルを開催し | る。 |
| ○計量検査の実施 | たほか、甲府市消費者協会等の自主的な活動 | 計量法に基づく定期検査等を受け |
| | を促進し、消費者の自立を支援した。 | るよう、事業者に対し一層の周知徹 |
| | また、消費者の保護・啓発のため「消費者 | 底を図る必要がある。 |
| | 問題出前講座」等を開催し、賢い消費者の育 | |
| | 成に努めた。 | |
| | 市民の消費生活に関する相談等に対応し | |
| | た。 | |
| | 計量法で定める取引又は証明に使用する特 | |
| | 定計量器について、定期計量検査及び立入検 | |
| | 査等を実施し、計量の適正化を図った。 | |

基本区分14 交通安全対策

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|------------|----------------------|------------------|
| ○交通安全運動の推進 | 交通安全に係る実施計画を毎年度作成し | 引き続き、警察署をはじめとする |
| ○交通安全施設の整備 | て、市民が主体となった交通安全運動を推進 | 関係機関及び団体との連携のもと、 |
| ○自転車対策の推進 | し、広く市民に交通安全思想の普及浸透を図 | 交通事故の防止に努めていく必要が |
| ○交通災害共済の運営 | った。また、関係機関や団体と連携し、児童 | ある。特に、児童・高齢者等を対象 |
| | 生徒等に対する交通安全教育を推進した。 | とした参加実践型の交通安全教室を |
| | 交通安全施設については、甲府市が管理す | 充実するほか、自転車の重大事故が |
| | る道路における交通安全施設(カーブミラー | 増加していることから、パンフレッ |
| | 等)の設置及び修復を計画的に実施し、通行 | ト等による啓発を引き続き実施して |
| | 車両等の安全を図った。 | いく必要がある。 |
| | 自転車対策については、市営駐輪場の適正 | 交通安全施設については、警察等 |
| | な施設管理及び整備に努めたほか、甲府駅周 | 関係機関との協議のもと、必要とさ |

辺の放置自転車対策として、平成26年4月より甲府駅北口周辺を自転車等放置禁止区域に指定したことで、放置自転車等が大幅に減少した。

交通事故被害者への見舞金の支給や事故相 談により、被害者の救済と市民生活の安定に 努めた。 れる施設等の整備を計画的に実施し ていく必要がある。

自転車対策については、今後も駐 輪場等の適正な利用を呼び掛けると ともに、自転車等放置禁止区域を巡 回し放置禁止の指導を積極的に実施 していく必要がある。

自転車利用マナーの大切さ等について継続的に周知していく必要がある.

基本目標4 にぎわいと豊かさを創りだす風格のあるまち-産業の振興-

恵まれた自然や伝統、歴史的な観光資源を活かし風格とにぎわい、そして豊かさを実感できるまちを目指すとともに、産業間の相互連携により、バランスのとれた産業の発展を推進するための諸施策を展開しました。

商業については、商工業振興指針に基づき商店街の活性化や賑わいの創出に努めるとともに、中心市街地について、中心市街地活性化基本計画に位置づけた各種取組を甲府商工会議所やLLCまちづくり甲府、商店街等と連携する中で実施し、活性化を図りました。また、中小企業者等に対する融資を行い、経営近代化と経営基盤の強化を図りました。

工業については、地域経済の発展の担い手である地場産業及び伝統産業に対し、産地基盤の確立と販路拡大を図るための支援を行うとともに、地場産品の地域ブランド化に取り組む等、商工業振興指針に基づく地場産業の発展と地域の活性化に努めました。

農業については、農道・水路をはじめとする生産環境基盤を整備するとともに、生産性・収益性の向上を図るための経営基盤の確立や多様な担い手の確保に対する支援等に取り組み、農業経営の自立と安定に努めました。また、農産物直売所への支援等を通じ、地産地消を推進し、都市近郊農業の振興を図りました。

林業については、林道などの林業基盤整備を図るとともに、水源林植樹の集いや学校林を活用した森林・林業の体験学習等を通じて、水源の涵養、地球温暖化の防止など、森林が有する公益的機能の保全と林業の振興に取り組みました。また、危険箇所や急傾斜地の予防治山事業により土砂災害の防止にも努めました。

観光については、信玄公祭り、甲府大好きまつりや「2012 関東・東海B-1 グランプリ in 甲府」の開催、更には、NHK連続テレビ小説「花子とアン」の舞台となったことや甲府鳥もつ煮などの地域資源を活かした観光振興策等を展開するとともに、積極的な情報発信や国内外の観光客の受入体制の充実を図る中で誘客の促進や賑わいの創出に努めました。

市場運営については、規制の緩和と事務の簡素化を図るため、平成23年4月から地方卸売市場に転換するとともに、平成24年度には指定管理者制度を導入し、効率的な運営と施設の適切な維持・管理を行ってきました。

山間地域の振興については、地域の特性を踏まえた振興策や生活利便性の向上策の検討を進める 中で、空き家バンク制度による移住及び交流の促進を図る取組等により地域の振興に努めました。

勤労者対策については、甲府市勤労者福祉サービスセンターへの支援等により勤労者福祉の 向上に努めるとともに、市内中学校及び高等学校の生徒を対象としたキャリア教育の支援等に より若年者の職業観・勤労観の醸成を図りました。また、融資対策による勤労者の生活の安定 と住環境の整備やハローワーク等関係機関と連携しての就労支援の推進にも努めました。

以上のような取組を進めてきましたが、まちの活力、賑わいを求める市民の声は多く、そのために産業の振興が担う役割は大変大きいと言えます。今後も、地域の特性を活かした商工業と農林業の均衡のとれた発展や賑わいの象徴とも言うべき中心市街地の活性化に加え、リニア中央新幹線の開業を見据えた観光の振興や企業誘致等を図り、若い世代が希望を持てる明るく元気なまちづくりを推進する必要があります。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 商業

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-------------------------|-------------------|
| ○商業の推進 | 「商工業振興指針」に基づき、商業基盤施 | 商店主の高齢化や後継者不足、リ |
| ○中心市街地商業等の活 | 設の設置・修繕や LED 街路灯設置に対する助 | ーダー不足、活動のマンネリ化等が |
| 性化 | 成、商店街イベント実施に対する支援等によ | 課題となっている。 |
| ○中小企業融資対策 | り、市内商店街等の活性化を促進した。 | 中心市街地の活性化については、 |
| | 「中心市街地活性化基本計画」に基づき、エ | より効果的な事業とするための見直 |
| | リア内の空き店舗対策、三世代交流施設銀座 | しが必要である。また、人材育成や、 |
| | 街の駅、官民協働で取り組むストリート再生 | 地域と協働した取組の構築が必要で |
| | 等の各事業を甲府商工会議所、LLCまちづ | ある。 |
| | くり甲府、商店街、民間事業者等と連携して | 融資制度の活用について広報紙や |
| | 推進し、中心市街地の活性化を図った。 | 市HPでの情報発信を進め、周知を |
| | 中小企業者に対し金融機関による融資を行 | 図る必要がある。 |
| | い、中小企業の経営近代化と経営基盤の強化 | |
| | を図った。 | |

基本区分2 工業

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-----------|----------------------|------------------|
| ○地場産業振興対策 | 宝飾産業、甲州印伝、甲州貴石細工等の地 | 地場産業・伝統産業は、長引く景 |
| ○企業の誘致 | 場産業や伝統産業の産地基盤の確立と販路の | 気低迷による消費者需要の減少等、 |
| ○産業の創出 | 拡大、市場開拓等のための補助金の交付等に | 非常に厳しい経営環境にあり、各団 |
| | より地場産業の振興を図った。 | 体・組合等からの支援要請が増加し |
| | 企業誘致のための奨励金や補助金の制度を | ている。これへの対応と併せて、本 |
| | 設け、立地環境を整えた。また、既存工業団 | 市の中小企業の経営基盤強化や人材 |
| | 地との意見交換会を行う等、企業との連携に | 育成への支援が必要である。 |
| | 努めた。 | 特に中小企業において厳しい経営 |
| | 関係団体等との連携、異業種協業化、農商 | 環境の中ではあるが、新商品の開発 |
| | 工連携等により、地域資源を活用した新商品 | を促がし、地域ブランド化を一層推 |
| | の開発や特色ある地場産品の地域ブランド化 | 進する必要がある。 |
| | に取り組み、地場産業の発展と地域の活性化 | |
| | に努めた。 | |

基本区分3 農業

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○農業施設等の整備と管 | 甲府農業振興地域整備計画に基づき、都市 | 経年劣化に伴う施設の更新や耐震 |
| 理 | 的土地利用と農業利用の調整を図りながら優 | 化等に計画的な対応が求められる。 |
| ○農業経営基盤強化促進 | 良農用地の保全に努めるとともに、農道や水 | 農業従事者の高齢化や農業後継者 |
| 対策 | 路の整備、農業施設等の維持管理を適切に行 | 不足による耕作放棄地の増加、相続 |
| ○農産物直売所の整備 | い、生産環境基盤を整備した。 | による不在地主の増加等の課題があ |
| | 農業従事者の高齢化、農地の減少等が進む | る。 |
| | 中で、効率的で安定した農業経営を図るため | 個人の新規就農者のほか、企業の |
| | の認定農業者制度の周知・普及に努め、優良 | 農業参入等により農業の担い手が多 |
| | 農地の担い手への利用集積や農業経営改善の | 様化する中で、それらに対応する支 |
| | 支援、また多様な担い手確保のための経営相 | 援が必要である。 |

談や新規就農相談等を実施し、農業経営の自立と安定を促進した。

耕作放棄地の増加防止や遊休農地化の解消による農地の有効活用、有害鳥獣による農作物への被害の防止等により、中山間地域をはじめとする農地の保全と活用に努めた。

「甲府市風土記の丘農産物直売所」をリニューアルオープン(売場面積等規模拡大)し、 地産地消の推進や小規模農家等の所得向上に 努めた。

農産物直売所に関しては、更なる地元農産物の消費拡大を図るため、出店者と農産物の集荷量を増加させる必要がある。また冬期や端境期における収穫量増加を進めるため、普及センター、JA甲府市営農課、市農業センター等関係機関と協力するなかで営農指導に注力する必要がある。

基本区分4 林業

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|------------|----------------------------|--------------------|
| ○既設林道の維持管理 | 甲府市森林整備計画に基づき、市営林道及 | 林道の整備については、未整備区 |
| ○奥仙丈林道の開設 | び作業路 26 路線(総延長 72,347m)の維持 | 域等を踏まえ、市内の「林内路網整 |
| ○治山事業 | 管理を計画的に行ったほか、市営林道奥仙丈 | 備計画」を策定した上で、優先順位 |
| ○森づくり推進 | 線について平成21年度に事業を完了させる | を検討しつつ、事業を効果的に実施 |
| ○森林林業の普及啓発 | 等、林業基盤の整備に努めた。また、危険箇 | する必要がある。 |
| | 所や急傾斜地の予防治山事業を実施し、土砂 | 企業の CSR 活動が注目される中、 |
| | 災害の防止等にも努めた。 | 森づくりコミッションと連携し、国 |
| | 水源林の保護・育成のため、奥御岳市有林 | 補助の活用等を進めながら、「企業に |
| | 内にて保育事業を実施するとともに、荒廃森 | よる森づくり」を積極的に促し、森 |
| | 林において市民参加型ボランティアによる保 | 林保全の推進を図る必要がある。 |
| | 護育成を図った。また、市民との協働による | |
| | 水源林内の植樹や学校林を活用した森林、林 | |
| | 業の体験学習等を通じ、水源の涵養、地球温 | |
| | 暖化防止に対する意識の高揚を図る等、森林 | |
| | 愛護・森林保全のための取組を推進した。 | |

基本区分5 観光

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|----------|--------------------------|--------------------|
| ○観光開発 | 観光振興基本計画に基づき、本市の重層的 | 観光ボランティアの育成・確保、 |
| ○観光情報の発信 | な歴史を活かした歴史散策など、着地型観光 | 甲府市ならではの観光PR等が課題 |
| ○まつりの推進 | を推進するとともに、観光キャンペーンや集 | となっている。 |
| ○観光施設の整備 | 客プロモーションパートナー都市との連携等 | 祭りについてはマンネリ感を解消 |
| ○観光の振興 | による広域的な観光 PR、ホームページ・SNS | する新たな企画と事業展開により、 |
| | を活用した情報発信等を行い、観光客の誘致 | 観光客の増加につなげる必要があ |
| | に努めた。さらに本計画が25年度で終了した | る。 |
| | ことから次期計画の策定作業を進めた。 | 今後、開府 500 年や東京オリンピ |
| | 歴史ある「信玄公祭り」や「甲府大好きま | ック・パラリンピックの開催を見据 |
| | つり」、甲府鳥もつ煮を活用した「2012 関東・ | えて、外国人を含む多くの観光客の |
| | 東海B-1 グランプリ in 甲府」等を開催し、 | 受入体制を整備するとともに、市民 |
| | 観光客の誘致、市民のふるさと意識の醸成、 | や団体、企業などとの連携を強化し、 |
| | 中心商店街の賑わい創出等を図った。 | 積極的に民間活力を活用する必要が |
| | 公衆トイレや登山道の整備など観光関連施 | ある。また、老朽化により既存の観 |

| 設等の維持管理、甲府市観光協会等との連携 | 光施設の維持管理業務が増加してい |
|----------------------|------------------|
| による観光案内所の運営やレンタサイクルの | る。 |
| 活用等により、更には、NHK連続テレビ小 | |
| 説「花子とアン」の舞台となることを受けた | |
| 取組等において観光客の受入体制の充実を図 | |
| った。 | |

基本区分6 生鮮食料品流通機構

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|------------------------|------------------|
| ○市場の見直しと施設の | 市場運営の見直しを行い、平成23年4月よ | 今後も食の安全・安心と安定供給 |
| 整備 | り地方卸売市場へ転換するとともに、平成 24 | を進めるための施設整備に、多額の |
| | 年4月より指定管理者制度を導入して、効率 | 費用が想定される。 |
| | 的な運営と施設の維持管理を図った。また、 | |
| | 市場整備計画を策定し、施設の機能強化や老 | |
| | 朽化対策を行った。 | |

基本区分7 山間地域

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○南北地域の振興 | 北部山間地域と南部編入合併地域それぞれ | 引き続き、それぞれの地域特性に |
| ○空き家バンク制度の運 | の特性を踏まえ、振興策や生活利便性の向上 | 応じた振興策と、生活支援策の検討 |
| 用 | 策の検討を進める中で、空き家バンク制度に | が求められている。 |
| ○マウントピア黒平の運 | よる移住及び交流の促進等により地域の振興 | マウントピア黒平については、施 |
| 営管理 | に努めた。 | 設の計画的なメンテナンスととも |
| ○右左口の里の運営管理 | マウントピア黒平については、指定管理者 | に、過疎化、高齢化により負担の増 |
| | と協力し、地域の特色を活かした事業を企 | 加する地域住民等で組織する指定管 |
| | 画・実施するとともに、情報発信による利用 | 理者への支援が必要である。 |
| | の促進等に努めた。 | 右左口の里については、冬場の集 |
| | 右左口の里については、緑豊かな自然環境 | 客のための新たな工夫が必要であ |
| | の中で、利用客に憩いの場を提供した。 | る。 |

基本区分8 勤労者

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|----------------------|------------------|
| ○労働者福祉の推進 | 労働相談室の開設や労働者セミナーの開 | 民間の融資制度の多様化などに伴 |
| ○若年者の職業観・勤労 | 催、更には、中小企業の福利厚生事業を実施 | い、市の融資実績が減少している中 |
| 観の醸成 | する甲府市勤労者福祉サービスセンターへの | で、改めて市民ニーズの把握に努め |
| ○勤労者融資対策 | 支援の実施等により勤労者福祉の向上に努め | る必要がある。 |
| ○雇用促進対策 | た。 | 中小企業等には依然とし先行き不 |
| | 市内中学校及び高等学校の生徒及び保護者 | 安感がある中で、福利厚生事業を実 |
| | を対象にコンサルタントを派遣してのキャリ | 施する甲府市勤労者福祉サービスセ |
| | ア教育支援等により、若年者の職業観・勤労 | ンターの会員拡大による経営の安定 |
| | 観の醸成を図った。 | を支援する必要がある。 |
| | 勤労者に対し、生活資金や住宅資金の融資 | ワークプラザ甲府については、関 |
| | を行うことにより、勤労者の生活の安定及び | 係機関との連携を強化し、求職者ニ |
| | 住環境の整備を図った。 | ーズに対応した就労支援策の展開が |

労働局、ハローワーク甲府と連携し、福祉 必要である。また、シルバー人材セ 等の生活相談と無料職業紹介を本庁舎内で一 体的に行う就労支援事業(ワークプラザ甲府) の実施、高年齢者の生きがいの創出、雇用機 会の確保に努めるシルバー人材センターの運 営支援等により雇用対策を推進した。

ンターにおける高年齢者就業機会の 確保と開拓、会員の加入促進に対す る支援を強化する必要がある。

基本目標5 魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまちー都市基盤の整備ー

地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進するとともに、都市間の交流・連携、都市交通の円滑化、地域情報化を推進し、魅力と活気のある楽しいまちづくりのための諸施策を推進しました。

都市拠点整備・再開発については、甲府駅周辺の大規模空閑地を活用して都市基盤を整備し、 新たな拠点施設の整備と企業立地の促進を図るとともに、市街地における再開発や周辺道路の 整備を行い、中心市街地の活性化と魅力あるまちづくりに努めたほか、酒折駅の南北自由通路 及び駅前広場の整備行い、地域の核となる交流拠点づくりに努めました。

市街地の整備については、甲府市景観計画に基づき、市民との協働による景観まちづくりを 推進するとともに、甲府駅南口周辺地域修景計画に基づき、県都の玄関口にふさわしい風格あ る歴史景観と都市景観が調和したにぎわいのあるまちづくりに努めました。また、甲府市都市 計画マスタープランなど本市の都市計画に関する基本的な方針や制度等を市民の参画を得て策 定し、市民と協働で計画的なまちづくりを推進しました。

交通については、関係自治体と協力して高速広域交通網の整備促進に努めるとともに、生活バス路線や赤字バス路線に対する支援による路線バスの利便性の向上と、JRへの要望や利用促進などによる在来鉄道の利便性の向上を図りました。また、デマンド型交通の実証実験などにより公共交通体系の改善に向けた取組を行うとともに、甲府市公共交通体系基本構想を策定し、地域公共交通の利用促進を図りました。

幹線道路の整備については、広域交通網を形成する都市計画道路の整備や、それと連携する 地域の骨格となる道路網の整備を推進するとともに、地域高規格道路に関する調整や、長期間 にわたり未着手の都市計画道路の整備検討を行い、計画的な道路整備に努めました。

生活道路の整備については、市道改良を行って道路交通の利便性と交通安全や防災性の向上を図るとともに、生活関連道路の補修・舗装、側溝の整備や歩道のバリアフリー化を行い、人にやさしい道づくりを推進しました。

地籍調査については、土地所有者等に対する説明会を実施するとともに、推進委員等の協力を得ながら調査体制の強化を図り、事業を推進しました。

地域情報化の推進については、甲府市地域情報化計画に基づき、新庁舎の総合窓口システムなどの構築により質の高いサービスの提供を図るとともに、こうふDO計画に基づき、情報システムの再構築を行い、業務の効率化と経費削減及びシステムの効率的で安定的な運用を推進しました。

本市は、これまで山梨県の中核都市として人・物・情報などの交流拠点の役割を担ってきました。人口減少・少子高齢社会が進行する中、整備の進展が見込まれるリニア中央新幹線、中部横断自動車道、新山梨環状道路などの基幹的な交通インフラを活用した都市基盤の整備とともに既存ストックの効果的なマネジメントを図り、今後も、魅力と活力のある都市拠点としてだれもが住みたくなるようなまちづくりを推進する必要があります。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 都市拠点整備・再開発

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ○土地区画整理 | 国鉄跡地等の大規模空閑地を活用し、土地 | 社会経済情勢の変化等に伴い土地 |
| ○都市拠点の形成 | 区画整理を計画的に推進するとともに、甲府 | 区画整理事業が長期化しているた |
| ○回遊道路の整備 | 駅北口の甲府市歴史公園、ペデストリアンデ | め、情勢を見極めながら、引き続き |
| ○紅梅地区市街地再開発 | ッキ、駅前広場及び多目的広場などの都市基 | 地権者との合意形成に努め、計画 |
| ○まちなか回遊道路整備 | 盤施設を一体的・総合的に整備して都市機能 | 的・効率的な事業推進を図る必要が |
| ○酒折駅南北自由通路の | を集積し、新たな拠点施設の整備と企業や専 | ある。 |
| 整備 | 門学校等の立地を促進した。また、甲府駅南 | 鉄道駅の関係施設の整備と周辺整 |
| | 口方面への歩道やせせらぎ水路などを整備し | 備とを一体的に実施することによ |
| | て回遊性を高めた。 | り、一層の効果を得る必要がある。 |
| | 紅梅地区市街地再開発により店舗・住居・ | |
| | 専門学校・駐車場を備えた複合施設を整備し、 | |
| | 中心商店街並びに中心市街地の活性化を図る | |
| | とともに、土地の高度利用と都市機能の更新、 | |
| | 防災性の向上を図る中で歩行者の回遊性の向 | |
| | 上と都心居住を推進した。また、周辺道路の | |
| | 歩道バリアフリー化など歩行者空間の整備を | |
| | 実施した。 | |
| | 酒折駅南北を連結する自転車歩行車道、南 | |
| | 北駅前広場及び駐輪場整備を行い、交通の利 | |
| | 便性向上と地域の活性化を図った。 | |

基本区分2 市街地の整備

| 基本区分2 中国地区 | " 走 佣 | |
|-------------|-----------------------|-------------------|
| 主な取組 | 成果 | 課題 |
| ○都市基本計画の推進 | 景観行政団体となり、甲府市景観計画を策 | 人口減少・超高齢社会の到来を踏 |
| ○濁川西地区の地区施設 | 定し、これに基づき、本市らしい個性あるま | まえた社会資本ストックの利活用や |
| の整備 | ちづくりを推進して潤いのある豊かな都市環 | 集約型都市構造への転換、景観保全 |
| | 境の創造を図るとともに、県都の玄関口にふ | など居住環境の向上、リニア駅周辺 |
| | さわしい景観となるよう、山梨県と共同で策 | の土地利用や交通ネットワークの充 |
| | 定した甲府駅南口周辺地域修景計画に基づ | 実によるまちづくりなど、本市を取 |
| | き、甲府駅南口駅前広場の整備など市民との | り巻く環境変化を踏まえ、都市計画 |
| | 協働による景観まちづくりを推進した。また、 | マスタープランを見直す必要があ |
| | 市民ワークショップやアンケート調査など市 | る。 |
| | 民の参画を得て甲府市都市計画マスタープラ | 民間が事業を提案できる地区計画 |
| | ンを策定するなど、本市の都市計画に関する | 制度を充実するとともに、「甲府市景 |
| | 基本的な方針や制度等の策定や見直しを行 | 観計画」や「甲府市緑の基本計画」 |
| | い、市民と協働して計画的なまちづくりを推 | を市民に周知して自然と人とが共生 |
| | 進した。 | できる土地利用を推進し、農林業と |
| | 地区計画を設定して市街化区域に編入した | 調和のとれた適正な土地利用を誘導 |
| | 濁川西地区において、地区施設道路の整備を | していく必要がある。 |
| | 行い、面的整備によるまちづくりを促進した。 | |

基本区分3 交通

主な取組 成 果 課 題 ○高速交通体系の整備 「中部日本横断自動車道建設促進期成同盟 急峻な山々に周囲を囲まれて広域 ○バス利用の促進 会」や「新山梨環状道路整備促進期成同盟会」 交通網が限定されている本市の地理 ○在来鉄道の利便性向上 などに加盟し、県内外の自治体と連携して高 的特性を踏まえ、交通需要のみなら ○公共交通体系の整備推 速交通網と地域高規格道路の早期整備促進に ず、防災面からも引き続き高速交通 努めた。 網と地域高規格道路の早期整備を促 赤字バス路線に対して事業者に補助金を交 進する必要がある。 事業者への支援のみならず、公共 付し路線の維持を支援したほか、廃止路線の うち必要と判断した生活バス路線について、 交通を利用しようという意識づくり 経費を全額負担して代替バスを委託運行し、 や、「地域の足」の持続的な確保に向 路線バスの利便性を向上させて地域住民の移 けた住民主体の取り組みなど、利用 動手段の確保に努めた。また、JRに対して 者への働きかけも重要である。 要望活動を行うとともに、JR中央線、身延 本市のバス路線は、甲府駅を中心 線の利用促進と沿線地域の活性化を図り、利 に放射状に広がっていることから、 用者の利便性の向上に努めた。 県全体の広域的ネットワークとして 利用実態に応じた交通システムを検討して 検討する必要がある。また、リニア デマンド型交通の実証実験を行うなど、交通 駅の建設なども加味して、総合的な 体系の改善に向けた取り組みを行うととも 交通体系を構築する必要がある。 に、公共交通体系の構築に向けて甲府市公共 交通体系基本構想を策定し、これに基づき、 公共交通地域意見交換会の開催や高齢者にも わかりやすいバスマップを山梨大学との連携 により作成して対象地域の全戸に配付したほ か、公共交通に対する地域主体の取り組みへ の支援を行い、地域公共交通の利用促進に努 めた。

基本区分4 幹線道路

| 基本区分4 幹線道路 | | |
|-------------|------------------------|------------------|
| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
| ○善光寺町敷島線の整備 | 善光寺町敷島線の整備により市道高畑西条 | 幹線道路は、住民生活への影響が |
| ○金塚西(1)線の整備 | 線とアルプス通り間が開通、金塚西(1)線の整 | 大きく整備に長期間を要することか |
| ○和戸町竜王線の整備 | 備により山の手通りと千塚公園間が開通した | ら、円滑な合意形成を図るとともに |
| ○都市計画道路整備の検 | ほか、県施行事業として実施した愛宕町下条 | 関係機関が連携して効率的に整備を |
| 討 | 線が供用を開始し、地域の骨格となる道路網 | 進め、地域の骨格となる道路網とし |
| | の形成や主要施設へのアクセスの向上が図ら | て効果的に整備を推進していく必要 |
| | れた。また、計画的に整備を推進している和 | がある。 |
| | 戸町竜王線は、中心市街地の活性化や交流人 | 少子高齢化や人口減少など社会情 |
| | 口の増加に寄与する主要道路として期待され | 勢の変化を踏まえつつ、都市計画道 |
| | ている。 | 路の位置付けや機能を考慮する中で |
| | 新山梨環状道路及びアクセス道路の計画と | 見直しを行い、効率的・効果的に整 |
| | の調整を行うとともに、長期間にわたり未着 | 備する必要がある。 |
| | 手である都市計画道路を見直して都市計画変 | |
| | 更手続きを行った。 | |

基本区分5 生活道路

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|----------------|---------------------------|------------------|
| ○市道の新設改良 | 年次的に事業を実施して、増坪 1 号線、貢 | 緊急性等を考慮した中で整備の優 |
| ○増坪1号線の整備 | 川千塚境線、下曽根 2247 号線、鋳物団地内線、 | 先順位を明確にして整備計画を策定 |
| ○貢川千塚境線の整備 | 宮原円満寺 2 号線、白井境川線などの整備を | し、効果的に整備していく必要があ |
| ○下曽根 2247 号線の整 | 完了し、国道、県道及び主要な市道間の連結 | る。 |
| 備 | により交通渋滞を解消して道路交通の利便性 | LED灯照明設備への更新を短期 |
| ○鋳物団地内線の整備 | や安全性の向上とともに、病院や公園などの | 間に進めるとともに、既設道路照明 |
| ○宮原円満寺2号線の整 | 都市施設へのアクセスの向上を図った。 | 灯の老朽化に伴う改修計画を策定す |
| 備 | 市が管理する道路照明灯をLED灯に改修 | る必要がある。 |
| ○白井境川線の整備 | して省エネ化と温室効果ガスの削減に取り組 | 橋りょう長寿命化修繕計画に基づ |
| ○道路照明灯の改修 | んだ。また、歩道の整備を行ってバリアフリ | き、施設管理者(河川・道路・高速 |
| ○歩道の整備 | 一化を図り、人にやさしい道づくりを推進し | 道路・JR等)との協議等を経て、 |
| ○橋りょうの長寿命化 | た。 | 迅速かつ的確に事業を推進する必要 |
| | 橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、これ | がある。 |
| | に基づき、市道橋の長寿命化を図り、財政負 | |
| | 担の平準化と安全安心な道路環境の保全に努 | |
| | めた。また、道路施設の改修や生活関連道路 | |
| | の補修・舗装、側溝の整備を行い、道路の適 | |
| | 切な維持管理に努めた。 | |

基本区分6 地籍調査

| 主な取組 | 成果 | 課題 | |
|-------|----------------------|------------------|--|
| ○地籍調査 | 事業計画に基づき、一筆ごとの土地につい | 引き続き、事業を周知して市民の | |
| | て、その所有者、地番、地目の調査並びに境 | 理解を得るとともに、民間事業者の | |
| | 界及び地積に関する測量を行い、地籍の明確 | 専門的技術を有効活用して、迅速・ | |
| | 化を図った。 | 適確な事業推進を図る必要がある。 | |
| | 個人の土地取引から公的機関による地域の | | |
| | 整備まで、土地に関する行為の基礎データと | | |
| | して調査結果の利活用が図られた。 | | |

基本区分7 地域情報化の推進

| 主な取組 | 成果 | 課題 |
|-----------|--------------------------|------------------|
| ○電子自治体の推進 | 「甲府市地域情報化計画」を策定し、これに基 | 情報通信技術の進展は、市民生活 |
| | づき、統合型G I Sの稼動、公共施設のホットス | や行政運営に大きな変化をもたらし |
| | ポット化や市ホームページへの地図情報の取り | ていることから、ビッグデータやオ |
| | 込み、公共施設への公衆無線LAN機器の設置や | ープンデータの活用、公衆無線LA |
| | 新庁舎の総合窓口システムなどを推進し、質の高 | Nの利用促進などの地域情報化に対 |
| | いサービスの提供に努めた。また、業務の効率化 | する全庁的な取組が必要である。 |
| | と経費の継続的な削減のための「こうふDO(ダ | |
| | ウンサイジング・アウトソーシング)計画」を策 | |
| | 定し、これに基づき、本市の情報システムの再構 | |
| | 築を行い、基幹業務系及び内部情報系システムの | |
| | 効率的で安定的な運用に努めた。 | |

計画の推進

「団体自治」の実現に向け、高い自主性と自立性の確立を図りながら、市民の意向を十分に 反映した市政運営を行うとともに、市民自らが地域のことを考え、自らの手で治める行政システムの構築により「住民自治」の実現に努めました。

協働の推進については、市民の手によるまちづくりを目標に、地域住民自らがまちづくり計画を推進する事業への助成を行うとともに、コミュニティ施設の整備等により住民の自治意識の高揚や連帯感の醸成に努めました。また、市民の要望や提言などを市政に十分反映するよう努めるとともに、新聞、テレビ・ラジオ、広報誌・ホームページ等を積極的に活用して、市政の情報や地域に密着した情報を、よりタイムリーにきめ細かく提供し、市民との協働による身近な行政の実現に努めました。

持続可能な行財政運営については、自主性・自立性の高い自治体を目指す中で、参加・協働型行政の基本となる自治基本条例を制定し、市民本位の行政運営に努めるとともに、行政改革大綱を着実に推進することで、施策・事業の見直しや事務の効率化等による市民サービスの向上に努めました。また、新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するための高い能力や専門知識を身につけ、積極的に職務に取り組む意欲を持った職員の育成に努めました。財政面では、財政計画とマネジメントサイクルとの整合性を図り、歳入を機軸とする予算編成を行うとともに、市税等の徴収率向上を図るなど自主財源の安定的な確保や、財源の重点的、効率的な活用により、財政の健全化に努めました。更には、老朽化、狭隘化、分散化が進んでいた旧庁舎の状況を改善し、市民サービスのより一層の向上を図るなどの観点から、新たな庁舎を建設し、平成25年5月に開庁しました。

地方分権への対応については、住民の日常生活圏が拡大し、行政需要の多様化・高度化が進む中で、甲府盆地の一体的な発展を見据えた、自立的で多様性に富んだ地域社会の確立を図るため、広域行政の推進などを通じ、周辺自治体との連携強化に努めるとともに、静岡市との包括的な連携交流に関する基本合意に基づき、県境を越えた地域間の多様な連携・交流を通して地域発展に資する事業を推進しました。

本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、社会保障関係費の増大などにより、 年々厳しさを増していますが、これまでも行財政改革を進めつつ、地方分権の流れに対応した、 自主性・自立性の高い自治体運営に努めてきました。

今後も、より一層市政への市民参画を促し協働のまちづくりを推進するとともに、限りある 財源を有効に活用する中で、将来にわたって安定した行政サービスを提供していく必要があり ます。

なお、各分野における主な取組とその成果や課題については、次のとおりです。

基本区分1 協働の推進

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-------------|----------------------|--------------------|
| ○まちづくり計画の推進 | 「地区 21 世紀のまちづくり協議会」に | 各地区のまちづくり計画の推進やボラ |
| ○恊働づくりの推進 | よる「まちづくり計画」の推進を支援する | ンティア活動の促進にあたり、できるだ |
| ○コミュニティ施設等の | など、地域と協働して住みよいまちづく | け多くの市民の参加を得られるよう、よ |

整備

○シティプロモーション の推進 りを促進した。

ボランティアやNPO等が行う市民公益活動の中間支援施設である、甲府市ボランティアセンターの運営を支援し、市民と行政のパートナーシップの構築に努めた。

新市建設計画に基づき、平成26年度に 「甲府市中道交流センター」の供用を開始し、地域における住民活動の活性化を 図った。また、市民の自主的、創造的な 地域コミュニティ活動の拠点施設として 「悠遊館」を整備し、地域住民の自主管 理、自主運営による、自治意識の高揚と 連帯感の醸成を促進した。

シティプロモーションについては、市長トップセールスの機会を設けるとともに、市民や学生レポーターによるホームページやブログ等により、甲府の魅力を発信した。

また、広報誌やテレビ、新聞等の媒体を活用し、行政情報等を的確にわかりやすく伝え、市民参加の促進に努めるとともに、市長対話や地区対話、市長への手紙、市政モニター、行政相談・法律相談・各種市民相談など、説明責任の向上に努めた。

り一層参加意義の啓発と機会の周知を行うとともに、地域のリーダーをはじめと する人材の育成が必要となる。

コミュニティ施設の建設に際しては、 現在策定中の「公共施設等総合管理計画」 との整合性を図る必要がある。

今後、厳しい都市間競争が見込まれる 中、甲府市のブランド力の強化と認知度 の向上に努め、より効果的に魅力を発信 していく必要がある。

広報・広聴活動については、今後もさまざまな媒体を活用し、市民に参画意欲を持ってもらえるよう工夫するとともに、市民に発信していくべき情報を精査しつつ、発信の方法を検討、構築していく必要がある。

には、評価対象事業についての十分な説

基本区分2 持続可能な行財政運営

主な取組 果 課 題 成 ○自治基本条例の制定 平成19年度に「甲府市自治基本条例」 新たな協働の手法の検討や、「甲府市自 を制定し、市民への周知・啓発や市職員 ○新たな総合計画の策定 治基本条例」の周知・啓発等に係る具体 への研修に取り組む中で、自主的かつ自 ○中心市街地活性化基本 的な推進方法について、今後も検討して 計画の推進 立的な自治体運営に努めた。また、平成 いく必要がある。 ○新庁舎の建設 22 年度に「甲府自治基本条例推進研究 総合計画の策定及び計画の実現のため ○行政改革の推進 会」を設置し、条例の検証を行った。 には、市民のより一層の参画を促す仕組 ○外部評価制度の推進 本市の総合的かつ計画的な行政運営の みづくりが必要となる。また、施策評価 に向けた評価指標の設定等など、マネジ ○組織管理 指針となる総合計画を策定すべく、多く ○人材の育成 の市民参加を得ながら検討している。(平 メントサイクルに基づく効果的な進行管 ○安全・安心街づくりの 理が重要となる。 成 27 年度策定予定) 中心市街地まちづくり会議を設置し、 中心市街地まちづくり会議の意見集約 ○持続可能な財政運営に 市民参加による中心市街地活性化基本計 においては、計画のマネジメントサイク 画(平成20年認定)の評価・検証を行い ルを意識した内容となるよう促していく 向けた自主財源の確保 ○財政運営の透明性の向 事業の改善につなげた。また、各種会議 必要がある。 上 等における意見や市民アンケートに基づ 外部評価委員が適切な評価を行うため

く課題整理を踏まえた新たな計画を策定

し、平成26年10月内閣総理大臣の認定 を得た。

新庁舎の建設については、市民、議会、 有識者などからの意見を踏まえ策定した 「甲府市新庁舎建設基本計画」に基づき、 平成23年5月に着工し、甲府らしさ、環 境配慮型庁舎、おもてなしを実現する庁 舎として、平成25年5月に開庁した。ま た、単に行政業務を行う場であるだけで はなく、人が集い、楽しく交流できる庁 舎となるよう市民コミュニティーホール を備えるとともに、わかりやすく使いや すい建物とするため、ユニバーサルデザ インにも配慮した庁舎とした。

市民と甲府市以外の自治体職員などが公開の場で議論し、事業を分類・整理する「事業仕分け(平成20~22年度)」や市民との協働により事業のあり方を考える公開型「市民協働評価(平成23年度~)」を実施し、評価の客観性や透明性を高めるとともに、市民目線での事業の見直しを行い、市民サービスの向上に努めた。

行政改革の取組状況を踏まえた適正な 定員管理を行うとともに、自主自立した 行財政運営に向けた簡素で効率的な組織 整備に努めた。

人材育成基本方針に基づく「求められる職員像」の実現に向け、「自主研修」や「一般研修」を実施するとともに、自己啓発を促し、職員の能力開発と資質向上に取り組んだ。

危機管理については、甲府市安全・安心ボランティアの活動や甲府市安全・安心パトロールカーの巡回などにより犯罪の未然防止に努めるとともに、地域防犯意識の高揚を図るため、自主防犯ボランティア団体を対象とした研修会の開催や活動支援を行った。

また、社会全体で暴力団を排除して、 安全で平穏な市民生活の確保や社会経済 活動の健全な発展に寄与することを目的 として、甲府市暴力団排除条例を制定し た

更には、甲府市新型インフルエンザ対 策行動計画、甲府市国民保護計画などを 明と情報提供が求められるとともに、事業の効果や成果を測定するための適切な成果指標の設定が必要である。また、公開評価には、より多くの市民の参画を得ることが課題である。

地方分権改革や社会保障制度改革など、大きく変化する社会経済情勢に柔軟に対応するために、より一層効率的で機能的な組織機構を構築する必要がある。

人材の育成に向けては、職員がそれぞれの役割を認識して、自ら能力開発と資質向上を図る必要がある。また、必要な能力開発や資格の取得を支援する必要がある。

行政が警察等関係機関と連携し、住民 にきめ細やかな情報提供を行い、自主防 犯意識のより一層の向上を図るととも に、地域の連帯感を深め、防犯活動への 積極的な参加等を促し、「地域防犯力」を 高める必要がある。

市税収入の増加が見込めない中で、インフラ等の維持管理費や社会保障関係費の増大などに対応するため、市民・職員に対し財政状況を十分に説明し、理解を促す必要がある。

歳入面では、未申告等への効果的な対 応や収納率の向上に資する納税環境のあ り方について多角的に検討するととも に、より厳正で適正な賦課・徴収及び滞 納整理を行う必要がある。

市税はもとより、市税以外の収入確保 のあらゆる可能性について検討するとと もに、国や県の補助制度を最大限活用す ることも必要である。

少子高齢化が一層進行する中にあって、社会保障関係費等の今後増大する行政需要にいかに対応していくかが大きな課題となっている。

策定するとともに、公共施設への自動体 外式除細動器(AED)の設置など、危 機管理対策に努めた。

行財政改革を継続的に推進する中で、 自主財源の確保や経常的な経費の削減、 また、基金の効率的な活用や重点施策へ の財源の効果的な配分を行うなど、持続 可能な財政運営に努めた。

また、財政運営の透明性を高めるため、 バランスシート、行政コスト計算書などを 分かりやすく作成し公表した。

本市歳入の根幹をなす市税については、個人・法人ともに課税客体の的確な 把握と公平・適正な課税を行うとともに、 納期内納付の推進を図るため、コンビニ 収納の周知や口座振替制度への加入促進 等に取り組んだ。

また、滞納整理については、滞納事案 への早期着手・早期解決等を図るため、 山梨県地方税滞納整理推進機構との連携 を図るとともに、綿密な実態調査や財産 調査により、着実な滞納整理を図った。

基本区分3 地方分権への対応

| 主な取組 | 成 果 | 課題 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| ○中核市構想の推進 | 甲府盆地の一体的な発展と自主性・自 | 地方自治法の改正により中核市の人口 |
| ○広域行政の推進 | 立性の高い自治体運営を目指し、市民団 | 要件が緩和されたことを受け、財政措置 |
| ○地域連携の推進 | 体等と連携を図った。 | などを含む国の動向を注視する中で、中 |
| | 甲府地区広域行政事務組合(常備消防 | 核市への移行や新たに創設された広域連 |
| | など)や、東八代広域行政事務組合(斎 | 携制度の活用などについて、多角的に検 |
| | 場運営)に参加し、広域的な行政サービ | 討を行う必要がある。 |
| | スの安定的な提供に努めた。 | シティプロモーション、観光や商業等 |
| | 首都圏自治体による会議等への参加、 | の産業活性化など、引き続き効果的な交 |
| | 甲府圏域地方拠点都市基本計画の作成、 | 流連携に取り組むほか、新たな広域連携 |
| | 静岡市との連携交流などにより、広域的 | 制度、連携中枢都市圏、定住自立圏、更 |
| | 連携を図った。 | には、東京都特別区との連携など、新た |
| | | な連携を検討し、定住人口の確保に向け |
| | | た取組を推進する必要がある。 |

3 将来推計の点検

(1) 人口

① 総人口・年齢別人口

第五次甲府市総合計画では、平成27年における本市の総人口を、191,700人と推計しています。また、年齢構成は、年少人口が概ね12.9%、生産年齢人口が概ね60.3%、老年人口が概ね26.8%と推計しています。

本市の総人口については、減少しているものの平成27年1月1日現在で比較すると、推計値よりも減少は緩やかになっています。

しかし、年齢構成で見ますと、老年人口が増加の傾向にあり、推計値よりも高いことから、 予想以上に高齢化が進行している状況にあるといえます。

(単位 人、%)

| | | | | (辛四 <u>八、70/</u> | |
|--------------------|---------|---------|---------|------------------|----------------|
| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成27年 (推計値) |
| 総人口 | 202,073 | 200,096 | 198,992 | 193,546 | 191,700 |
| 0~14歳 (年少人口) | 27,838 | 26,348 | 25,626 | 24,387 | 24,700 |
| 構成比 | 13.8% | 13.2% | 12.9% | 12.6% | 12.9% |
| 15~64歳 (生産年齢人口) | 134,843 | 129,169 | 123,902 | 116,196 | 115,600 |
| 構成比 | 66.7% | 64.6% | 62.3% | 60.0% | 60.3% |
| 65歳以上 (老年人口) | 39,391 | 44,579 | 49,464 | 52,963 | 51,400 |
| 構成比 | 19.5% | 22.3% | 24.9% | 27.4% | 26.8% |

資料:国勢調査(旧中道町、旧上九一色村(梯・古関)を合算した値)

総数には年齢不詳を含む

平成27年は住民基本台帳1月1日現在

(注)年齢「不詳」の人口を5歳階級別に按分したため、四捨五入の関係上、値の合計が合わない場合がある

② 世帯数

本市の世帯数は、増加の傾向にありますが、世帯あたりの人員は減少している状況であり、 平成27年の推計値との比較では大きく乖離しています。人口が減少している状況の中、世帯数の増加及び世帯あたりの人員の減少は、高齢化や核家族化が進行している状況にあるといえます。

(単位 世帯、人)

| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成27年 (推計値) |
|---------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 世帯数 | 80,839 | 82,701 | 85,101 | 89,876 | 81,800 |
| 世帯あたり人員 | 2.50 | 2.42 | 2.34 | 2.15 | 2.34 |

資料: 国勢調査(旧中道町、旧上九一色村(梯・古関)を合算した値) 平成27年は住民基本台帳1月1日現在

(2) 産業

① 労働力

本市の労働力人口は、総人口とともに減少している状況にあります。平成22年ですでに構成 比が平成27年の推計値を下回っており、少子・高齢化が予想以上に進んでいる状況にあるとい えます。

(単位 人)

| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 (推計値) |
|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 総人口 | 202,073 | 200,096 | 198,992 | 191,700 |
| 15歳以上人口 | 174,235 | 173,748 | 173,366 | 167,000 |
| 労働力人口 | 105,321 | 104,384 | 102,588 | 99,200 |
| 構成比 | 60.4% | 60.1% | 59.2% | 59.4% |
| 非労働力人口 | 68,914 | 69,364 | 70,778 | 67,800 |
| 構成比 | 39.6% | 39.9% | 40.8% | 40.6% |

資料:国勢調査(旧中道町、旧上九一色村(梯・古関)を合算した値) 分類不詳の労働力については、各構成比により按分

② 産業別就業人口(市内常住者)

本市の産業別就業人口は、第1次産業、第2次産業とも減少していますが、第3次産業では増加しています。また、平成27年の推計値と比較すると、第2次産業と第3次産業の構成比において大きな差が生じています。

(単位 人)

| 区分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 (推計値) | |
|---------|---------|---------|---------|----------------|--|
| 労働力人口 | 105,321 | 104,384 | 102,588 | 99,200 | |
| 産業別就業人口 | 100,312 | 97,564 | 95,818 | 93,400 | |
| 第1次産業 | 3,118 | 3,067 | 2,563 | 2,300 | |
| 構成比 | 3.1% | 3.1% | 2.7% | 2.5% | |
| 第2次産業 | 28,810 | 24,991 | 22,652 | 25,800 | |
| 構成比 | 28.7% | 25.6% | 23.6% | 27.6% | |
| 第3次産業 | 68,384 | 69,506 | 70,603 | 65,300 | |
| 構成比 | 68.2% | 71.2% | 73.7% | 69.9% | |

資料:国勢調査(旧中道町、旧上九一色村(梯・古関)を合算した値) 分類不詳の産業については、各構成比率により按分

4 これからのまちづくり

第五次甲府市総合計画においては、「市民と行政の役割の明確化」、「協働型社会の構築」、「行財政改革の強化」、「公平・透明な行政運営」を基調として、都市像である『人がつどい心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府』の実現を目指してまちづくりに取り組んできました。

平成18年度にスタートしたこの計画は、平成27年度に計画期間の満了を迎えますが、この間、市政を取り巻く社会情勢の変化に対応する中で、自主財源の積極的な確保に努めながら選択と集中による施策や事業の重点化を行い、基本構想のもと、基本目標を実現するための主要な事業を定めた実施計画の着実な推進を図ってきました。

人口減少・少子高齢社会や経済のグローバル化など社会経済環境の一層の変化に伴い、今後の行政運営には、より適時適切な対応が求められるものと考えられます。

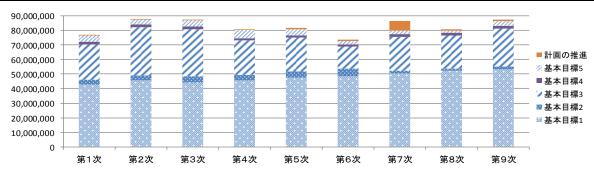
限られた財源の中、本市がこのような時代を生き抜くためにも、中長期的視点から進むべき方向を見据え、計画的に施策を推進していく必要があります。

第五次甲府市総合計画の検証を踏まえて、本市が有する地域特性を最大限に活かして課題を克服し、新しい時代に対応できるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

【参考】第五次甲府市総合計画 実施計画事業 基本目標別事業費一覧表(第1次~第9次)

(単位:千円)

| | | | | | | | | | | | (単位:千円) |
|-----------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 基本目標 | 基本区分 | 第1次 H18 | 第2次 H19 | 第3次 H20 | 第4次 H21 | 第5次 H22 | 第6次 H23 | 第7次 H24 | 第8次 H25 | 第9次 H26 | 合計 |
| 基 本 目 標 1 | 社会福祉 | 605 | 284 | 3,129 | 5,354 | 301 | 1,287 | 221 | 222 | 7,576 | 18,979 |
| | 子育て支援 | 831.926 | 766,592 | | | 1.127.566 | | | 1.282.926 | | |
| | 高齢者支援 | , | | 844,421 | 776,724 | | 828,528 | 1,035,492 | | 1,043,105 | 8,537,280 |
| | 障害者支援 | 1,598,523 717,908 | 1,449,905 626,936 | 1,275,409 834,930 | 1,111,011 880,220 | 1,038,200 815,561 | 537,272 823,972 | 211,447 | 239,087 837,623 | 580,577 797,742 | 8,041,431 7,152,203 |
| | 健康づくり | 30,781 | 27,918 | 9,350 | 8,944 | | 9,795 | 817,311 9,853 | 9,853 | 10,155 | 128,420 |
| | 医療・救急・救助 | 9,364,483 | 9,359,729 | 8,979,365 | 8,765,826 | 11,771 9,000,404 | 9,561,606 | 10,296,909 | 11,015,418 | 11,550,383 | 87,894,123 |
| | 国民健康保険 | 19,553,272 | 21,554,952 | 20,057,434 | 20,420,072 | 21,113,001 | 21,582,154 | 21,681,878 | 21,769,902 | 21,475,146 | 189,207,811 |
| | 介護保険 | 10,941,612 | 11,739,873 | 12,411,445 | 13,464,334 | 14,207,215 | 14,933,340 | 16,254,215 | 17.092.783 | 17,920,421 | 128,965,238 |
| | 国民年金 | 7,307 | 3,991 | 3,401 | 1,653 | 5,048 | 14,933,340 | 10,234,213 | 17,092,783 | 17,920,421 | 21,400 |
| | 小計 | 43,046,417 | 45,530,180 | 44,418,884 | 45,434,138 | 47.319.067 | 48.277.954 | 50,307,326 | 52,247,814 | 53,385,105 | 429,966,885 |
| | 義務教育等 | | | 3.799.663 | | 4,063,579 | , , | 1.789.428 | | | |
| | 高等学校教育 | 2,554,708 | 2,868,742 | , , | 3,611,466 | | 4,779,159 | , , | 1,249,552 | 1,473,968 | 26,190,265 |
| | 大学教育等 | 210,235 | 9,376 | 10,649 | 5,096 | 18,526 | 386,725 | 5,197 | 7,797 | 84,479 | 738,080 |
| 並 | 生涯学習 | 8,361 | 15,287 | 26,311 | 35,502 | 35,961 | 39,529 | 38,005 | 38,622 | 45,500 | 283,078 |
| 基 本 | スポーツ・レクリエーション | 173,955 | 178,175 | 146,628 | 133,438 | 140,620 | 42,440 | 27,150 | 27,936 | 29,658 | 900,000 |
| 目 | 文化・芸術 | 154,199 | 170,541 | 98,667 | 95,357 | 91,536 | 91,360 | 163,225 | 106,342 | 141,837 | 1,113,064 |
| 標 2 | 青少年 | 159,531 | 183,613 | 167,899 | 132,607 | 107,976 | 112,590 | 66,955 | 121,007 | 143,688 | 1,195,866 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 男女共同参画国際化への対応 | 8,642 | 9,925 | 8,840 | 6,992 | 6,516 | 7,151 | 6,373 | 6,703 | 6,869 | 68,011 |
| | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 3,269,631 | 3,435,659 | 4,258,657 | 4,020,458 | 4,464,714 | 5,458,954 | 2,096,333 | 1,557,959 | 1,925,999 | 30,488,364 |
| | 自然環境保全 | 32,527 | 26,313 | 29,577 | 23,071 | 41,366 | 46,864 | 55,874 | 47,961 | 52,715 | 356,268 |
| | 公園・緑地緑化の推進 | 136,891 | 10,271 | 11,502 | 12,813 | 25,612 | 34,320 | 55,382 | 22,713 | 21,625 | 331,129 |
| | 住宅・住環境・定住促進 | 152,588 | 69,668 | 73,954 | 40,257 | 117,849 | 263,299 | 536,229 | 1,109,994 | 452,181 | 2,816,019 |
| | 上水道 | 9,094,309 | 13,342,090 | 9,899,046 | 8,300,663 | 8,738,400 | 1,031,171 | 8,363,538 | 7,460,175 | 8,676,401 | 74,905,793 |
| 基 本 | 下水道 | 13,723,471 | 19,067,416 | 21,333,652 | 14,360,457 | 13,412,543 | 12,694,672 | 12,158,525 | 12,906,712 | 15,124,609 | 134,782,057 |
| 日標 3 | 河川・水路 | 90,746 | 81,640 | 50,412 | 66,255 | 101,465 | 77,106 | 83,445 | 28,666 | 65,063 | 644,798 |
| | 循環型社会の構築 | 343,068 | 401,207 | 311,081 | 452,202 | 416,291 | 400,252 | 748,752 | 597,244 | 937,505 | 4,607,602 |
| | 防災対策 | 86,618 | 82,105 | 74,980 | 120,817 | 93,218 | 189,523 | 802,644 | 411,209 | 52,103 | 1,913,217 |
| | 消防 | 61,834 | 45,192 | 57,718 | 66,028 | 47,141 | 56,741 | 30,139 | 69,186 | 78,983 | 512,962 |
| | 防犯対策 | 44,296 | 44,753 | 48,331 | 46,432 | 44,745 | 49,652 | 56,136 | 64,510 | 159,456 | 558,311 |
| | 交通安全対策 | 133,249 | 120,376 | 111,292 | 104,004 | 104,188 | 108,247 | 109,858 | 97,534 | 148,732 | 1,037,480 |
| | 小計 | 23,899,597 | 33,291,031 | 32,001,545 | 23,592,999 | 23,142,818 | 14,951,847 | 23,000,522 | 22,815,904 | 25,769,373 | 222,465,636 |
| | 商業 | 445,592 | 443,792 | 440,923 | 396,789 | 271,446 | 365,514 | 393,048 | 398,596 | 600,344 | 3,756,044 |
| 基本 | 工業 | 39,314 | 24,157 | 37,155 | 23,464 | 21,068 | 19,145 | 21,408 | 12,641 | 16,088 | 214,440 |
| | 農業 | 54,466 | 9,748 | 36,672 | 5,237 | 11,051 | 5,330 | 12,409 | 20,330 | 35,492 | 190,735 |
| 目 | 林業 | 109,052 | 89,943 | 77,870 | 38,898 | 24,882 | 22,912 | 12,870 | 12,205 | 8,726 | 397,358 |
| 標 4 | 観光 | 104,799 | 40,193 | 32,748 | 32,926 | 39,677 | 38,484 | 49,952 | 32,705 | 32,875 | 404,359 |
| | 生鮮食料品流通機構 | 405,186 | 384,999 | 471,511 | 401,650 | 385,024 | 388,800 | 789,103 | 445,851 | 771,865 | 4,443,989 |
| | 勤労者 | 627,899 | 696,709 | 749,715 | 811,470 | 793,253 | 738,577 | 666,465 | 584,797 | 571,337 | 6,240,222 |
| | 小計 | 1,786,308 | 1,689,541 | 1,846,594 | 1,710,434 | 1,546,401 | 1,578,762 | 1,945,255 | 1,507,125 | 2,036,727 | 15,647,147 |
| 基本目 | 都市拠点整備・再開発 | 3,419,979 | 2,308,664 | 2,954,408 | 4,470,410 | 3,295,393 | 1,424,253 | 1,479,264 | 1,016,579 | 1,337,870 | 21,706,820 |
| | 市街地の整備 | 7,055 | 28,384 | 6,786 | 5,805 | 43,081 | 8,466 | 19,412 | 48,093 | 716,178 | 883,260 |
| | 交通 | 80,692 | 85,666 | 94,175 | 91,495 | 84,622 | 84,511 | 85,367 | 83,112 | 85,848 | 775,488 |
| | 幹線道路 | 593,558 | 363,250 | 488,554 | 421,512 | 232,654 | 341,599 | 347,427 | 420,602 | 609,824 | 3,818,980 |
| 標 | 生活道路 | 361,512 | 508,989 | 666,667 | 323,309 | 375,144 | 594,413 | 415,685 | 173,744 | 392,239 | 3,811,702 |
| | 地籍調査 | 73,541 | 76,727 | 59,409 | 68,313 | 71,630 | 63,823 | 71,630 | 57,124 | 62,431 | 604,628 |
| | 地域情報化の推進 | 21,789 | 18,230 | 17,798 | 13,609 | 7,957 | 7,896 | 6,926 | 7,471 | 9,700 | 111,376 |
| | 小計 | 4,558,126 | 3,389,910 | 4,287,797 | 5,394,453 | 4,110,481 | 2,524,961 | 2,425,711 | 1,806,725 | 3,214,090 | 31,712,254 |
| 画 の 推 | 協働の推進 | 40,005 | 104,717 | 19,976 | 76,914 | 91,862 | 128,737 | 497,742 | 503,010 | 702,744 | 2,165,707 |
| | 持続可能な行財政運営 | 134,057 | 236,501 | 410,669 | 675,549 | 749,455 | 580,793 | 6,225,141 | 25,287 | 43,523 | 9,080,975 |
| | 地方分権への対応 | 797 | 302 | 259 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,458 |
| 進 | 小計 | 174,859 | 341,520 | 430,904 | 752,563 | 841,317 | 709,530 | 6,722,883 | 528,297 | 746,267 | 11,248,140 |
| | 合計 | 76,734,938 | 87,677,841 | 87,244,381 | 80,905,045 | 81,424,798 | 73,502,008 | 86,498,030 | 80,463,824 | 87,077,561 | 741,528,426 |



[※] 上記は実施計画事業の事業費をまとめたものであり、経常事業は含まない。

[※] 第9次(H26年度)は、当初予算額。その他の年度は決算額。決算額は繰越分を含む。